

## 4-4-1 災害時における協定等一覧

令和5年11月現在

円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定等を締結しておくなど協力体制を構築する。

No.	協定等締結日	協定等名	協定等の相手方	主な協定等内容	備考
1	H10. 3. 26	友好町村相互応援協定	安土町（近江八幡市）	食料・生活必需品の提供及び職員派遣・児童、生徒の受入等	
2	H10. 3. 26	友好町村相互応援協定	市浦村（五所川原市）	食料・生活必需品の提供及び職員派遣・児童、受入等	
3	H17. 10. 1	上ノ国町の公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定	上ノ国建設協会	災害応急対策活動	
4	H18. 12. 22	ココロ・セイコマーチン物資協定	北海道ココロ・コトナリ®️(株) 株式会社セイコマーチン	飲料水・生活必需品等の提供及び支援ステーション	北海道が代表となり締結
5	H21. 11. 19	自動販売機協働事業協定	北海道ココロ・コトナリ®️(株)	災害対応型自動販売機の飲料水の無償提供	
6	H22. 6. 1	応援に関する申合せ	北海道開発局	大規模自然災害時における土木施設等の応急措置	
7	H22. 8. 1	エルビ・ガス応急復旧支援協定	北海道エルビ・ガス災害対策協議会	LPガスの供給、関連機器設置及び簡易コンロ等手配	
8	H22. 8. 1	エルビ・ガス供給等協力協定	(社)北海道エルビ・ガス協会道南支部	LPガスの供給、関連機器の供給	
9	H25. 3. 19	道の駅防災拠点化協定	北海道開発局函館開発建設部	簡易トイレ、テント、発電機及び投光器の設置保管	
10	H25. 5. 27	レンタル機材提供協定	(有)ステップ	発電機、ストーブ等調達可能な機材提供	
11	H25. 5. 27	レンタル機材提供協定	(株)共成レンテム北檜山営業所	発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等調達可能な機材提供	
12	H25. 6. 10	石油類燃料供給等協定	函館地方石油協同組合	緊急車両、避難施設、医療機関等への石油類の優先提供	
13	H25. 7. 16	一時避難場所利用協定	(株)小林建設	北村オコセ地区（作業場）の一時避難所として解放	
14	H26. 1. 14	一時避難場所利用協定	社会福祉法人上ノ国福祉会	施設を一時避難所として解放	
15	H26. 1. 14	福祉避難所施設使用協定	社会福祉法人上ノ国福祉会	要援護者の特別養護老人ホームかみのくに荘への受入	
16	H26. 3. 13	応援協定	北海道財務局	避難施設の運営補助、災害ボランティア及び支援物資等の受付事務	北海道町村会が代表となり締結
17	H26. 9. 17	大規模災害時における連携に関する協定書	陸上自衛隊第11旅団	災害応急対策活動	
18	H26. 11. 26	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	函館地区トラック協会	生活必需品、資機材等の輸送	
19	H27. 3. 31	北海道市町村相互間応援協定	北海道、北海道市長会 北海道町村会	職員の派遣、資機材、物資、施設及び場所の提供	北海道町村会が代表となり締結
20	H29. 2. 23	町内郵便局協力協定	上ノ国郵便局	車両の提供及び避難所における郵便物の収集・交付等	
21	H30. 2. 28	道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供に関する協定書	北海道開発局	防災資機材及び機器の使用並びに維持管理	※H25. 3. 19「道の駅道路情報提供装置設置等協定」は廃止
22	R 2. 12. 3	道の駅協働事業細目協定	北海道ココロ・コトナリ®️(株) 北海道開発局函館開発建設部	自動販売機のメッセージボードを用いたの情報提供及び飲料水の提供	※H19. 7. 20「道の駅協働事業協定」は廃止
23	R 3. 12. 1	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	大規模災害時における情報提供及び土砂等の撤去作業に係る相互協力	
24	R 4. 3. 4	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	ヤフーが保有するホームページのメッセージボードを用いたの情報提供	
消防					
1	H 6. 12. 19	江差海上保安署と檜山広域行政組合との船舶消火に関する業務協定書	江差海上保安署		
2	H 8. 6. 25	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道		
3	R 2. 3. 23	北海道広域消防相互応援協定	全国消防長会北海道支部		
4	R 2. 4. 10	災害時における消火用水等の供給に関する協定	檜山広域行政組合 南北海道生コンクリート協同組合		

【1. 友好町村相互応援協定（安土町（近江八幡市））】

安土町、上ノ国町  
災害時相互応援協定書

## 災害時における安土町、上ノ国町相互の応援に関する協定

安土町、上ノ国町（以下「提携町」という。）は、提携町区域において災害が発生した場合に、提携町相互の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、提携町区域において災害が発生した場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災町の要請に応じて、応急対策及び復旧対策について、提携町相互の応援が円滑に遂行されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器財の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資器財、医薬品等物資の提供及び斡旋
- (3) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒の受入れ及び斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災町が応援要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局に対し電話、電信等により行うものとし、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要する場合にあっては、物資等の品名、種類及び数量
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要する場合にあっては、職種及び人員
- (4) 第2条第4号に掲げる応援を要する場合にあっては、学年及び人数
- (5) 第2条第5号に掲げる応援を要する場合にあっては、世帯数及び人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

（指揮権）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災町の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

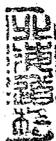
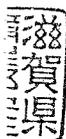
第5条 応援に要する経費については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる応援を要する経費については、原則として被災町の負担
  - (2) 第2条第3号に掲げる応援を要する経費については、原則として応援町の負担
  - (3) 第2条第6号に掲げる応援を要する経費については、その都度協議して定める。
- 2 応援を受けた被災町において、前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災町の求めにより、応援を行った町が一時繰替支弁するものとする。

（自主応援）

第6条 提携町は、被災町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって、必要があると認めるときは、自主的に被災町の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災町の情報収集に要する経費は、応援を行った町において負担するものとする。



(連絡担当部局)

第7条 提携町は、必要な情報等を相互に交換することにより、応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、提携町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、提携町が署名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月26日

滋賀県蒲生郡安土町大字小中1番地の8

安土町長

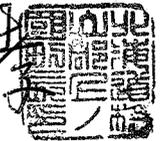
仙波 秀三



北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地

上ノ国町長

福原 賢孝



市 浦 村 、 上 ノ 国 町  
災 害 時 相 互 応 援 協 定 書

## 災害時における市浦村、上ノ国町相互の応援に関する協定

市浦村、上ノ国町（以下「提携町村」という。）は、提携町村区域において災害が発生した場合に、提携町村相互の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、提携町村区域において災害が発生した場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災町村の要請に応じて、応急対策及び復旧対策について、提携町村相互の応援が円滑に遂行されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器財の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資器財、医薬品等物資の提供及び斡旋
- (3) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒の受入れ及び斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災町村が応援要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局に対し電話、電信等により行うものとし、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要する場合にあっては、物資等の品名、種類及び数量
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要する場合にあっては、職種及び人員
- (4) 第2条第4号に掲げる応援を要する場合にあっては、学年及び人数
- (5) 第2条第5号に掲げる応援を要する場合にあっては、世帯数及び人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

（指揮権）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災町村の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる応援を要する経費については、原則として被災町村の負担
- (2) 第2条第3号に掲げる応援を要する経費については、原則として応援町村の負担
- (3) 第2条第6号に掲げる応援を要する経費については、その都度協議して定める。

2 応援を受けた被災町村において、前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災町村の求めにより、応援を行った町村が一時繰替支弁するものとする。

（自主応援）

第6条 提携町村は、被災町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって、必要があると認めたときは、自主的に被災町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災町村

の情報収集に要する経費は、応援を行った町村において負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 提携町村は、必要な情報等を相互に交換することにより、応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、提携町村が協議して定めるものとする。

附 則

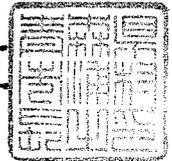
- 1 この協定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、提携町村が署名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月26日

青森県北津軽郡市浦村大字相内字相内349番地の1

市浦村長

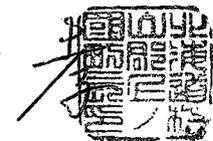
高松隆三



北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地

上ノ国町長

福原賢一



### 【3. 上ノ国町の公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定】

#### 【14】 上ノ国町の公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と上ノ国建設協会（以下「乙」という。）とは、災害、事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、上ノ国町地域防災計画に基づき、上ノ国町が所管する公共施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

##### （内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築・共有
- (2) 協力実施体制の構築・共有
- (3) 資機材保有状況の報告
- (4) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- (5) 災害応急対策に係る業務対応
- (6) その他必要と認める業務対応

##### （報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。  
なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

2 乙は、第2条第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月末までに行うものとする。ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

##### （協力要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1号から第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

2 甲は、災害時に第2条第4号から第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

##### （乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

##### （契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、上ノ国町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(他の協定等との関係)

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 期間満了1月前までに甲乙異議ないときは、向こう1年間更新したものとみなす。以後、この例による。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

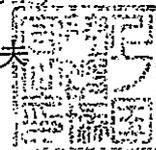
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月1日

甲 上ノ国町長 工藤



乙 上ノ国建設協会会長 成澤隆夫



【4. コカコーラ・セイコーマート物資協定】

町長	助 等 決 長	課長	主幹	主査等
		高見	森	佐藤
			中里	谷口
				野崎

防災第1836号

平成18年12月22日

各市町村長 様

北海道総務部長

災害時の物資の供給等に関する協定の締結について（通知）

日頃より本道の防災対策の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、道においては、「北海道地域防災計画」及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、市町村の要請により必要な資機材や物資の供給、斡旋を行うこととしておりますが、大規模災害時において避難者等へ一時的かつ集中的に物資等を供給する必要が生じた場合には、市町村が行う被災者支援等が適切に行われるよう体制を確保する必要があること、また、平常時から全道をカバーする企業とも協力して地域の防災力を強化する必要があることから、今般、北海道コカ・コーラボトリング（株）及び（株）セイコーマートと別添のとおり協定を締結しました。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、関係職員に周知されるとともに、当該協定に基づく対応について、よろしく申し上げます。

なお、市町村におかれましては、本協定により本協定と同様の協定を北海道コカ・コーラボトリング（株）及び（株）セイコーマートと締結したものとみなすものとしておりますので、個別の協力に関する調整につきましては、協定実施細目に添付されております協定企業の事務担当者にご連絡願います。

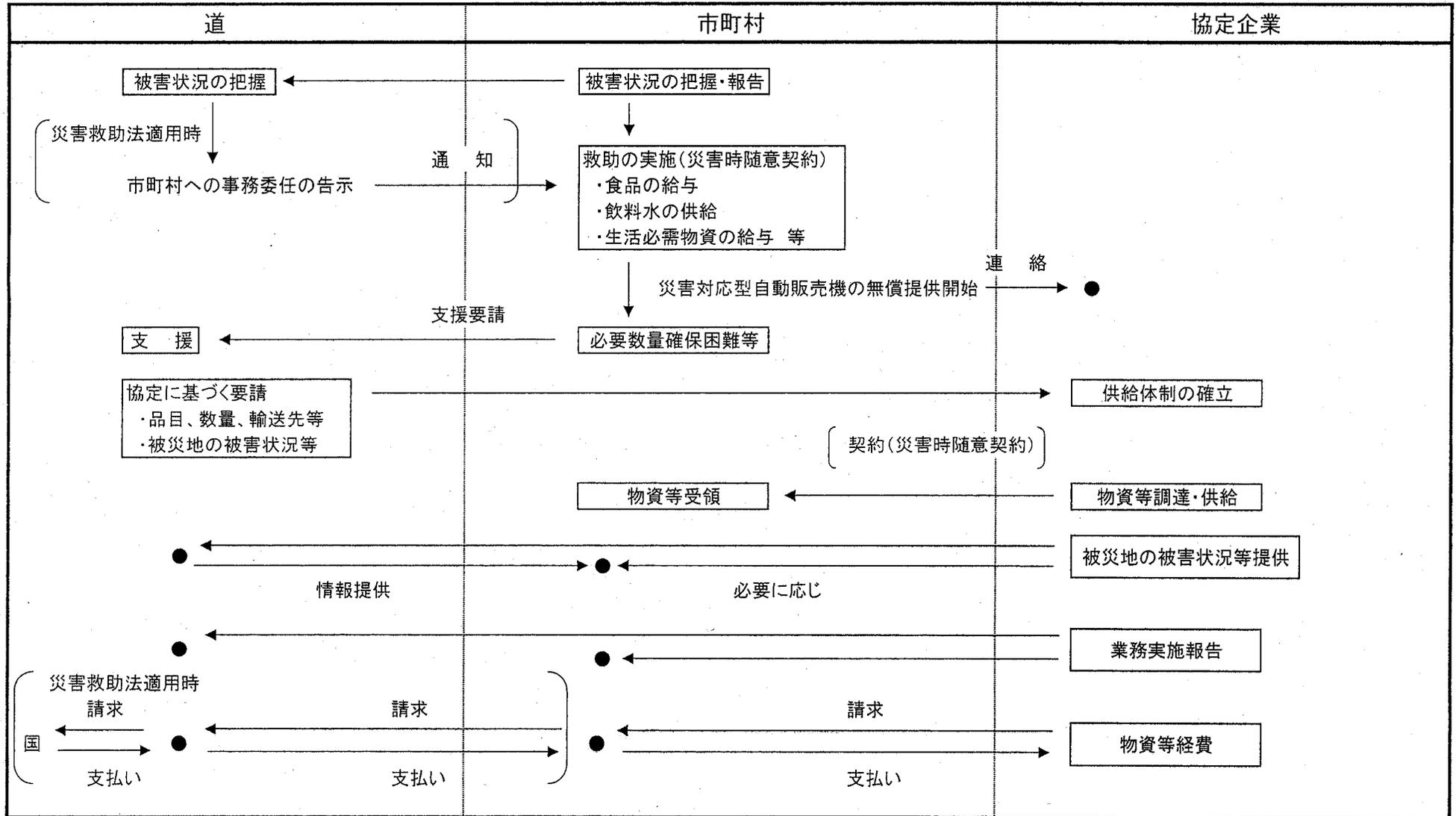
危機対策局防災消防課  
 防災グループ 担当：東田 あずまだ  
 Tel. 011-204-5008(ダイヤル)

起案 18年12月22日	起案者又は報告者 佐藤 誠
決定 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
施行 年 月 日	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 時限
報告 年 月 日	非公開解除 年 月 日
保存年限	1・3・5・10・永

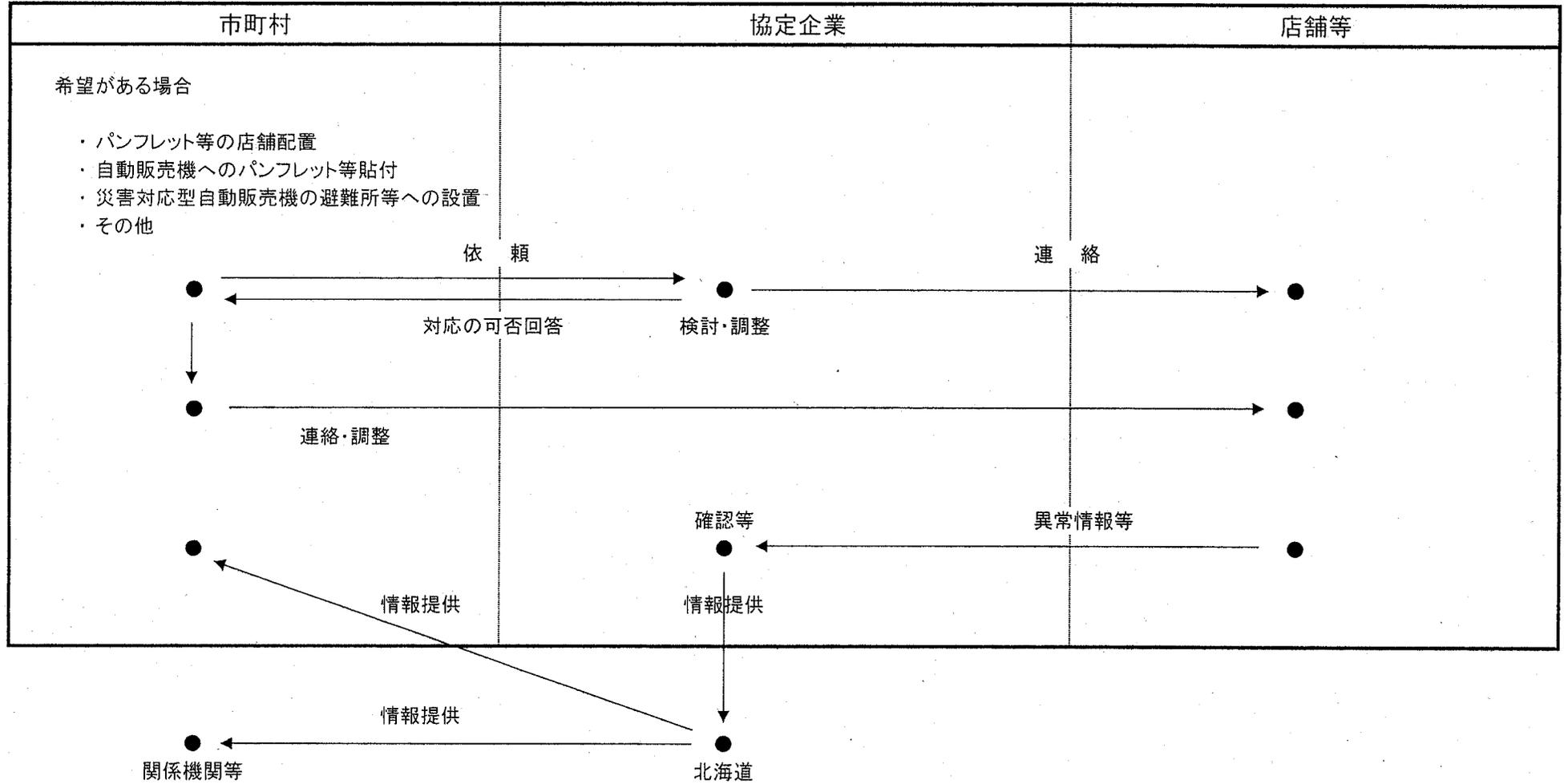
協定による協力事項等

	北海道コカ・コーラボトリング（株）	（株）セイコーマート	北 海 道
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料の供給・輸送、敷地等施設の提供</li> <li>・ 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供</li> <li>・ 災害情報の道又は市町村への提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活必需物資等の供給・輸送</li> <li>・ 災害時支援ステーション (帰宅困難者への支援、知り得た災害情報等の来店者等への提供、道案内等)</li> <li>・ 災害情報の道又は市町村への提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村要請等のとりまとめ</li> <li>・ 企業への要請</li> <li>・ 緊急通行が必要な場合の車両確認</li> <li>・ 本庁ロビーに設置した災害対応型自動販売機メッセージボードで災害情報を提供など</li> </ul>
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村から提供のあった地域防災マップ等を自動販売機へ貼付</li> <li>・ 異常情報等の道又は市町村への提供</li> <li>・ 防災情報メール配信登録</li> <li>・ 平常時からの情報交換 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村から提供のあった地域防災パンフレット等を店舗に配置</li> <li>・ 異常情報等の道又は市町村への提供</li> <li>・ 防災情報メール配信登録</li> <li>・ 平常時からの情報交換 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁ロビーに設置した災害対応型自動販売機メッセージボードで防災情報等を提供</li> <li>・ 防災・災害情報の企業への提供</li> <li>・ 平常時からの情報交換 など</li> </ul>

参考～災害時の対応フロー



参考～平常時の協力対応フロー



## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

### （協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

### （協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
  - (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
  - (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
  - (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
  - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
  - (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
  - (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
  - (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
  - (5) その他可能な協力

### （支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

### （協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役専務 角野 中原

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

### (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

### (協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

### (飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。  
2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

### (要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。  
2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

### (情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。  
2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

### (飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

### (飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

### (飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(費用負担)

第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第12条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第13条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

(協議)

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役専務 角野 中原

(別紙)

平成 年 月 日

災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング㈱  
代表取締役社長 様

北海道知事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第5条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別表のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
備考	

<別表>

災害時における主な供給飲料一覧

区 分	品 名 〔主な品目〕	容 量 〔1箱入数〕	数 量 (要請書に添付する 場合にのみ記載)
・容器入り水	・ミネラルウォーター 〔オロフレ山溪水 など〕	・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
・容器入り飲料	・茶系飲料 〔爽健美茶 など〕	・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・スポーツ飲料 〔アクエリアス〕	・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・炭酸飲料 〔コカ・コーラ、ファンタ など〕	・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・コーヒー飲料 〔ジョージア〕	・250g 缶〔30本〕 ・190g 缶〔24本〕	
	・果汁入り飲料 〔Q○○(クー)〕	・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	

道と北海道コカ・コーラとの防災協定 事務担当者名簿

所属 総務部危機対策局防災消防課

( 代表電話 231-4111 )  
( FAX 231-4314 )

職	防災消防課長	主幹	主査(防災対策)
氏名	瀧上 春男	地紙 昭	東田 俊和
内線(日中のみ)	22-551	22-554	22-568
電話(ダイヤルイン)	204-5006	204-5008	204-5008
携帯電話	090-3112-0185	090-3115-3148	090-6990-2276
メールアドレス	takigami.haruo@pref.hokkaido.lg.jp	zigami.akira@pref.hokkaido.lg.jp	azumada.toshikazu@pref.hokkaido.lg.jp
職	主任	主任	
氏名	伊東 清文	松村 啓史	
内線(日中のみ)	22-572	22-571	
電話(ダイヤルイン)	204-5008	204-5008	
携帯電話	090-6990-2274	090-6990-2271	
メールアドレス	itou.kiyofumi@pref.hokkaido.lg.jp	matsumura.hirofumi@pref.hokkaido.lg.jp	

夜間・休日の連絡先	防災消防課宿直室
電話(直通)	231-3398
電話(ダイヤルイン)	204-5624
FAX	231-3402

道と北海道コカ・コーラとの防災協定 事務担当者名簿

所属 広報部

電話 011-888-2091  
FAX 011-884-3832

災害時における緊急連絡先

職	広報部長	広報課長	総務課長
氏名	小熊章夫	竹内恒之	井馬智行
電話(ダイヤル)	011-888-2091	011-888-2091	011-888-2001
携帯電話	090-9519-9050	090-7659-1340	080-1862-4477
メールアドレス	<a href="mailto:a-oguma@hokkaido.ccbc.co.jp">a-oguma@hokkaido.ccbc.co.jp</a>	<a href="mailto:t-takeuchi@hokkaido.ccbc.co.jp">t-takeuchi@hokkaido.ccbc.co.jp</a>	<a href="mailto:t-ima@hokkaido.ccbc.co.jp">t-ima@hokkaido.ccbc.co.jp</a>

夜間・休日の連絡先	守衛室
電話(ダイヤル)	888-2000
FAX	—

本協定に関する問合せ先

協定全般に関する事項	広報部	011-888-2091	小熊、竹内
災害対応型自動販売機の設置および防災マップ等の貼付に関する事項	営業企画部 ベンディング企画課	011-888-2081	織田
敷地及び倉庫に関する事項	総務部	011-888-2001	井馬

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 運用方針

北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

### (協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。  
 なお、既に市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には影響を与えない。  
 また、飲料の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

### (協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
  - (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
  - (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
  - (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
  - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
  - (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
  - (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
  - (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
  - (5) その他可能な協力

運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項とし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

### (支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

運用方針～(1)から(3)は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

運用方針～第2条第1項第1号から第3号については道の要請により発効し、第4号については、本部等設置した災害対応型自動販売機設置市町村の判断により無償提供を開始でき、無償提供開始等の連絡を要請とし、発効する。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

運用方針～連絡員を派遣する場合は、北海道本部等へ派遣するものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

運用方針～甲の名簿交換は道が代表して行い、乙の名簿を市町村へ提供する。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合、この協定は自動的に更新する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

### 運用方針

#### (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

#### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等を設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められる場合とする。  
ただし、協定第2条第1項第4号については、本部等設置市町村の判断により災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供が開始され、その旨連絡することで要請に替える。

#### (協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

運用方針～乙は甲の要請があった場合には、可能な範囲で積極的に協力する。

#### (飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。  
また、乙の供給可能数量等については、適宜道に報告する。

#### (要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。  
ただし、協定第2条第1項第4号については、口頭による連絡で要請に替える。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する情報提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道または道の指定する者（トラック協会、自衛隊等）が輸送若しくは途中引継する場合もあり得る。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道又は当該市町村が確認のうえ受け取る。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

運用方針～飲料供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給飲料の品目及び数量について報告する。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

運用方針～災害対応型自動販売機を設置した道及び市町村は、電光掲示機能により災害時はもとより平常時においても防災情報を発信するなど、地域住民の防災意識・知識の普及啓発を図る。

また、無償提供等の判断には、無償提供の開始及び終了並びに在庫の補充等が含まれる。なお、当該設置機関が無償提供等の判断をした場合には、乙に連絡する。

(費用負担)

第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町

村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

運用方針～飲料の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

運用方針～供給飲料の価格は、直近の卸売り価格とする。

- 3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

運用方針～災害対応型自動販売機の機内在庫、電光掲示情報の送信及び情報受信に係る工事費用については、乙の負担とする。

(費用の請求及び支払い)

- 第 12 条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～本協定による飲料の供給に基づく請求があった場合、請求を受けた日から 30 日以内に支払うことを原則とする。

(連絡責任者)

- 第 13 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては広報部長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

(協議)

- 第 14 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急処理事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

## (協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗(以下、「店舗」という。)と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

## (協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 物資の供給
  - (2) 災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所(トイレ、水道水の提供、道路案内等)、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内
  - (3) 甲から提供された災害情報を店舗に提供
  - (4) 営業の早期再開
  - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供
  - (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
  - (3) 防災パンフレット等の店舗配置
  - (4) その他可能な協力

## (支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

## (協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設

置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル  
株式会社セイコーマート  
代表取締役社長 田中 誠

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

## (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

## (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとする。

## (物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

## (要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

## (情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

## (物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

## (物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

## (業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては法務部法務課課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル  
株式会社セイコーマート  
代表取締役社長 田中 誠

別紙1

物資供給可能数量報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(株)セイコーマート 代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第2条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

供給可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	供給可能数量	品名	供給可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水(お茶等)		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水(お茶等)	
		その他	
下着類( ) タオル( ) 懐中電灯( ) 乾電池( ) 軍手( ) ちり紙( ) ろうそく( ) ウエットティッシュ( ) カセットボンベ( ) ※その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			

注：1日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成 年 月 日

災害時における物資の供給要請書

㈱セイコーマート 代表取締役社長 様

北 海 道 知 事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要 請 理 由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納 入 場 所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連 絡 先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方法 (いずれかに○を つける)	・物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。 ・物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。
備 考	

道とセイコーマートとの防災協定 事務担当者名簿

所属 総務部危機対策局防災消防課

( 代表電話 231-4111 )  
( FAX 231-4314 )

職	防災消防課長	主幹	主査(防災対策)
氏名	瀧上 春男	地紙 昭	東田 俊和
内線(日中のみ)	22-551	22-554	22-568
電話(ダイヤルイン)	204-5006	204-5008	204-5008
携帯電話	090-3112-0185	090-3115-3148	090-6990-2276
メールアドレス	takigami.haruo@pref.hokkaido.lg.jp	zigami.akira@pref.hokkaido.lg.jp	azumada.toshikazu@pref.hokkaido.lg.jp
職	主任	主任	
氏名	伊東 清文	松村 啓史	
内線(日中のみ)	22-572	22-571	
電話(ダイヤルイン)	204-5008	204-5008	
携帯電話	090-6990-2274	090-6990-2271	
メールアドレス	itou.kiyofumi@pref.hokkaido.lg.jp	matsumura.hirofumi@pref.hokkaido.lg.jp	

夜間・休日の連絡先	防災消防課宿直室
電話(直通)	231-3398
電話(ダイヤルイン)	204-5624
FAX	231-3402

道とセイコーマートとの防災協定 事務担当者名簿

所属 (株)セイコーマート 法務部

電話 011-511-2826  
FAX 011-511-2834

災害時における緊急連絡先

職	法務部 常務取締役	法務部 渉外課 次長	法務部 法務課 課長
氏名	井上 充	西浦文雄	大森慎二
電話(ダイヤル)	011-511-2826	011-511-2826	011-511-2826
メールアドレス	<a href="mailto:hrd@seicomart.co.jp">hrd@seicomart.co.jp</a>	<a href="mailto:hrd@seicomart.co.jp">hrd@seicomart.co.jp</a>	<a href="mailto:hrd@seicomart.co.jp">hrd@seicomart.co.jp</a>

注:メールアドレスは社員共用のため、件名を「法務部 ○○の件」とし、

送信後に連絡を頂くと直ぐに内容を確認できます。

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定 運用方針

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急処理事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

### (協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗(以下、「店舗」という。)と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。  
 なお、既に市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には影響を与えない。  
 また、物資の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

### (協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 物資の供給(本部)
  - (2) 災害時支援ステーション(店舗)～徒歩帰宅者の一時立寄支援所(トイレ、水道水の提供、道路案内等)、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内
  - (3) 甲から提供された災害情報を店舗に提供(本部及び店舗)
  - (4) 営業の早期再開(店舗)
  - (5) その他可能な協力(本部及び店舗)
2. 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供(店舗)
  - (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録(本部及び店舗)
  - (3) 防災パンフレット等の店舗配置(店舗)
  - (4) その他可能な協力(本部及び店舗)

運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項とし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

(支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

運用方針～(1)及び(2)は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

運用方針～災害時の協力内容は道の要請により発効するが、状況により要請を待たずに乙の自主的な判断においても協力できるものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

運用方針～甲の名簿交換は道が代表して行い、乙の名簿を市町村へ提供する。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合、この協定は自動的に更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

運用方針～紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審とする。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

運用方針

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等の設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められる場合とする。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとする。

運用方針～要請の前段で道は乙と要請受諾の可否及び対応可能数量等について事前協議を行い、その範囲内で要請を行う。

(物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙2又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する情報提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う。

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道又は道の指定する者（トラック協会、自衛隊等）が輸送若しくは途中引継する場合もあり得る。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道又は当該市町村が確認のうえ受け取る。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

運用方針～物資供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給物資の品目及び数量について報告する。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

運用方針～物資の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

運用方針～供給物資の価格は、乙の直近の通常価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～本協定による物資の供給に基づく請求があった場合、請求を受けた日から30日以内に支払うことを原則とする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害対応型自動販売機による  
協働事業に関する協定書

上ノ国町

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

上ノ国町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

### （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

### （情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

### （商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

### （災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

### （連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
上ノ国町役場（代表）	0139-55-2311

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
江差販売課 (代表)	01395-2-1355
江差販売課 (函館販売部/衛星携帯)	090-6690-0857
本社総務部 (夜間・休日/衛星携帯)	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年11月19日

甲 檜山郡上ノ国町字大留100番地  
上ノ国町長 工藤昇



乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 角野中原



(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定  
第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示 (上ノ国町)

設置施設名	所在地
上ノ国町総合福祉センター(1階ロビー)	上ノ国町字大留 100 番地
トライマート (店頭)	上ノ国町字北村 161 番地 5
ショッピングこばやし (店頭)	上ノ国町字大留 244 番地 59

以上

## 【6. 応援に関する申合せ】

### 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、上ノ国町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

#### （目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

#### （応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

#### （応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合

（3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

#### （応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）土木施設等の被害状況の把握

（2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所への監視、進入路の確保等）

（3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

#### （費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

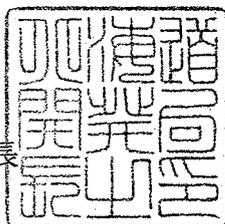
第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

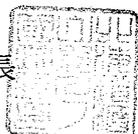
第10条 この申合せは、平成22年〇月 / 日から適用するものとする。

平成22年〇月 / 日

甲 北海道開発局長



乙 上ノ国町長



# 協 定 書

災害等の発生時における上ノ国町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

## 災害等の発生時における上ノ国町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、上ノ国町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

### （協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動支援を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

### （応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

### （応急・復旧活動支援の要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する上ノ国町災害対策本部会議、上ノ国町国民保護対策本部会議若しくは、防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動支援に要した費用(人件費は除く。)は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(緊急用エルピーガス等の供給)

第10条 甲の要請によるエルピーガス等の供給は、「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書」により、別途協定を締結するものとする。

(防災意識の向上等)

第11条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年8月1日

甲 上ノ国町字大留100番地

上ノ国町長 工藤



乙 函館市日吉町3丁目20番34号

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長 石塚元彦



災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書

上ノ国町

(社)北海道エルピーガス協会 道南支部

## 災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定書

上ノ国町(以下「甲」という。)と社団法人 北海道エルピーガス協会道南支部(以下「乙」という。)とは、災害時における地域住民に必要なエルピーガス供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、北海道エルピーガス災害対策協議会規約に基づき、地震、津波等の大規模な自然災害が発生し、又は同等の影響がある災害が発生した場合、又恐れのある場合(以下「災害時」という。)は、甲と乙が相互に協力して災害時におけるエルピーガス等の供給を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定め地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

### (協力業務)

第2条 甲は、災害時において、エルピーガス供給等を必要とする時は、乙に対して供給等の協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとし、災害時に乙の可能な範囲において供給及び搬入を行うものとする。

(1) エルピーガスの供給

(2) エルピーガスを燃料として使用するために必要な関連機器

(3) その他、甲が必要とする資機材

### (要請方法)

第3条 甲は、業務を要請する場合に別記様式第1号の「災害時業務協力要請書」(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合、口頭で要請ができるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### (物資の引渡等)

第4条 物資の引渡は、要請書又は要請書の提出が困難な場合は口頭で甲が指定する場所において行うものとする。

### (業務報告)

第5条 乙は、業務を完了した場合に別記様式第2号の「災害時業務協力実施報告書」(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書に甲の指示する資料を添付させることができるものとする。

### (費用の負担)

第6条 乙が供給したエルピーガス等の経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時等の直前における通常時の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法によるものとし、請求後速やかに支払うものとする。

(情報の提供)

第7条 甲及び乙は、災害時の業務を円滑に行うため、次の情報交換を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に対してエルピーガスの在庫量及び調達方法等について、情報提供を求めることができるものとする。

3 乙は、甲に対してエルピーガス等の搬入に必要な緊急輸送道路等の情報提供を求めることができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上解決するものとする。

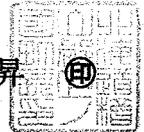
(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとする。但し、甲、乙は文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成22年8月 | 日

甲 上ノ国町字大留100番地  
上ノ国町長 工藤 昇



乙 函館市日吉町3丁目20番34号  
(社)北海道エルピーガス協会  
道南支部  
支部長 石塚元彦



## 災 害 時 業 務 協 力 要 請 書

平成 年 月 日

(社)北海道エルピーガス協会道南支部長 様

上ノ国町長 工 藤 昇 印

「災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請致します。

### 1. 要請担当部課等

要請担当者	部 課 係 電話番号 : ~ ~ 担当者氏名 :
文書又は、口頭による 要請	月 日 ( ) 時 分頃
災害発生種別及び要 請内容	
備 考	

### 2. 出荷要請内容

要請物資	数量	搬入先	搬入先担当者
			氏名
			電話
			氏名
			電話
			氏名
			電話
			氏名
			電話

## 【9. 道の駅防災拠点化協定】

災害時における「道の駅上ノ国もんじゅ」の防災拠点化に関する協定書

国土交通省北海道開発局函館開発建設部長（以下「甲」という。）と上ノ国町長（以下「乙」という。）とは、災害時において「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象等により災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用することにより、地域住民及び道路利用者の避難支援並びに安全確保を図ることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設等）

第2条 防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が所有する「道の駅上ノ国もんじゅ」の本体施設及び駐車場
- (2) 「道の駅上ノ国もんじゅ」の敷地内に甲及び乙が設置保管する資機材等

（地域防災計画の位置付け）

第3条 乙は、前条第1号に定める対象施設を、地域防災計画上の避難場所と位置付けるものとする。

（災害発生時における施設の開放）

第4条 乙は、災害発生時において、第2条第1号及び第2号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のために延長するとともに、状況に応じて24時間開放するよう努めるものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第5条 甲及び乙は、「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用するために必要な以下の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 災害情報の収集提供
- (2) 地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援
- (3) 防災拠点として必要な資機材等の整備
- (4) 防災拠点として必要な維持・管理
- (5) その他防災拠点の機能として必要な事項

（利用に係る通知）

第6条 甲は、「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前に通知するものとする。

2 乙は、甲が整備した機材等を利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前通知するものとする。

3 前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(利用料及び維持管理)

第7条 災害発生時における第2条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

2 第2条に規定する対象施設の維持管理は、原則として、施設整備等の費用負担を行った者が実施するものとする。

(対象施設の破損時の対応)

第8条 防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係る費用の負担方法については、その都度、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって一年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定外の事項)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 3 月19 日

甲 国土交通省北海道開発局  
函館開発建設部長

高橋 敏彦



乙 上ノ国町長

工藤 昇



## 上ノ国もんじゅ防災資機材一覧(上ノ国もんじゅ保管庫)

	W	D	H	個数	商号	商品名	品番	備考
簡易トイレ	380 ×	440 ×	430	6	(株)イーストアイ	ビザ・ポータブル水洗トイレ24Lタイプ	V24L	
パーソナルテント(S)	150	150	1030	5	(株)イーストアイ	パーソナルテントSタイプ	PTAS	
パーソナルテント(L)	270	150	1105	1	(株)イーストアイ	パーソナルテントLタイプ	PTAL	身障者用
給水タンク(20L)				6	プラテック工業(株)	コック付20L水缶	BUB-20	簡易トイレ用
バルーンライト	1125 ×	490 ×	650	1	新ダイワ工業(株)	ミニライト用[台車]	SM42	台車
バルーンライト				1	新ダイワ工業(株)	バルーンヘッド	SMB43	ランプ・安定器
バルーンライト				1	新ダイワ工業(株)	バルーンヘッド	SMB43E	バルーン
バルーンライト				1	新ダイワ工業(株)	エンジン発電機	iEG900M	発電機

平成25年4月(2013)

災害時におけるレンタル機材の  
提供に関する協定書

上ノ国町  
有限会社 ステップ

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と有限会社ステップ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定の締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、上ノ国町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請は、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

### （機材の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

### （機材の引渡し）

第5条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第6条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 5月 27日

甲 上ノ国町長 工 藤



乙 有限会社ステップ

代表取締役 中 野 秀



災害時におけるレンタル機材の  
提供に関する協定書

上ノ国町  
(株)共成レンテム北檜山営業所

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム北桧山営業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定の締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、上ノ国町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

### （機材の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

### （機材の引渡し）

第5条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第6条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 5月 27日

甲 上ノ国町長 工藤 昇



乙 株式会社共成レンテム北桧山営業所 所長 四宮 亮



災害時における石油類燃料の  
供給等に関する協定書

上ノ国町  
函館地方石油業協同組合



## 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

上ノ国町(以下「甲」という。)と函館地方石油業協同組合(以下「乙」という。)は、上ノ国町内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)」に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

### (協力要請)

**第1条** 災害時などにおいて、甲は、乙及び乙の組合員(以下「乙等」という。)に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
- (3) 乙等が取り扱う物資(第1号及び第2号で規定する石油類を除く。)の供給及び要因の動員等
- (4) 乙等が給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客(外国人を含む。)等(以下「帰宅困難者等」という。)に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ、等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」(別記第1号様式)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### (支援の実施)

**第2条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を持たないで支援を実施するよう指導するものとする。

### (報告手続)

**第3条** 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭



で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

#### （経費の負担）

**第4条** 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

#### （費用の支払）

**第5条** 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

#### （事故等）

**第6条** 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

#### （損害の負担）

**第7条** 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### （災害補償）

**第8条** 乙が実施した第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、乙等が使用者責任において補償を行うものとする。

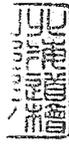
#### （協力体制の構築）

**第9条** 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、乙に対し乙等の災害に関する研修等この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について協力するものとする。

3 乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期するため、毎年4月1日現在の組合員名簿を甲に提出するものとする。





4 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の定める「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

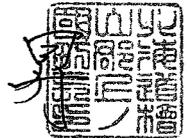
第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 6 月 10 日

甲 上ノ国町  
上ノ国町長

工藤



乙 函館市大手町5番10号 ニチロビル322号  
函館地方石油業協同組合

理事長

和田善助



# 【13. 一時避難場所利用協定 (株)小林建設】

## 災害時における一時避難場所としての利用に関する協定書

上ノ国町（以下「甲」という。）と株式会社小林建設（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上ノ国町内に地震、風水害、その他の災害等が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）に、乙が町内オコセ地区に所有する施設を一時避難場所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 一時避難場所の対象施設は、次のとおりとする。

（1）上ノ国町字内郷131番地の1の敷地

（2）上ノ国町字内郷133番地の1の敷地及び敷地内にある作業場

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に前条で規定する施設を一時避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、当該施設を避難場所として使用させるものとする。

（運営）

第4条 乙は、当該避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該避難施設へ派遣するよう甲に要請することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく避難場所の利用料は無料とする。

2 乙が当該避難場所を甲に利用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年 7月 16日

甲 上ノ国町  
上ノ国町長 工 藤



乙 檜山郡上ノ国町字大留151番地  
株式会社小林建設  
代表取締役 小 林



# 【14. 一時避難場所利用協定 社会福祉法人上ノ国福祉会】

## 災害時における一時避難場所としての利用に関する協定書

上ノ国町（以下「甲」という。）と社会福祉法人上ノ国福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）に、乙が所有する施設等を一時避難場所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 一時避難場所の対象施設等は、次のとおりとする。

（1）上ノ国町字勝山24番地の敷地

（2）上ノ国町字勝山24番地の敷地内にある利用可能な施設

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に前条で規定する施設等を一時避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、当該施設等を避難場所として使用させるものとする。

（運営）

第4条 乙は、当該避難施設等を使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の職員を当該避難施設等へ派遣するよう甲に要請することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく避難場所の利用料は無償とする。

2 乙が当該避難場所を甲に利用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月14日

甲 上ノ国町  
上ノ国町長 工 藤



乙 檜山郡上ノ国町字勝山24番地  
社会福祉法人上ノ国福祉会  
理事長 若 狭 大 四



## 【15. 福祉避難所施設使用協定】

### 災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、上ノ国町内に大規模な地震、風水害、その他の災害により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、上ノ国町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人上ノ国福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

所在地 上ノ国町字勝山24番地

施設名 特別養護老人ホーム かみのくに荘

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(避難者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途、甲と協議するものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

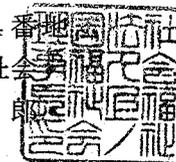
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月14日

甲 上ノ国町  
上ノ国町長 工 藤



乙 檜山郡上ノ国町字勝山24番  
社会福祉法人 上ノ国福社会  
理事長 若 狭 大 四





「災害時の応援に関する協定」締結に伴う委任状

「災害時の応援に関する協定」を、北海道知事、北海道財務局長、北海道市長会長、北海道町村会長の四者により締結するため、添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職 北海道町村会長乙を代理人として定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書 1 通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

協定書本書は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成 26 年 3 月 13 日

甲 北海道檜山郡上ノ国町柁長

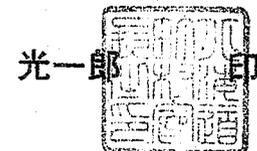
工 藤



印

乙 北海道町村会長

寺 島



光一郎

印



## 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの（被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

### （支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

### （応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

### （応援の実施）

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

### （自主応援）

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

### （費用負担）

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

### （その他）

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年 3月28日

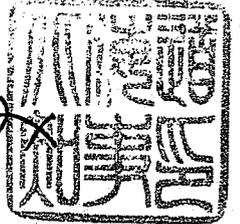
甲 財務省北海道財務局  
北海道財務局長

鈴木正俊



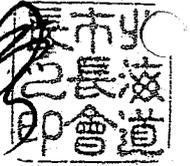
乙 北海道  
北海道知事

斎藤 昭



北海道市長会  
北海道市長会長

田 岡 正 良



丁

北海道町村会  
北海道町村会長

寺 島 光 一



## 【17. 大規模災害時における連携に関する協定書】

### 大規模災害時等における連携に関する協定書

江差町、上ノ国町、厚沢部町及び乙部町の各町（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第1条 甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第2条 甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第3条 甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

(災害の発生する恐れがある場合の対応)

第4条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。

4 前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

5 何らかの理由により、第1項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

(災害発生時における連絡調整所)

第5条 甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、適切な災害応急対策を行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎又は敷地内に設置できるよう配慮するものとする。

(活動拠点の設置)

第6条 甲は、乙が災害応急対策のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

(費用弁償等)

第7条 北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

(1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等

(2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年9月6日

甲 江差町長 照井 善之介 

甲 上ノ国町長 工藤 

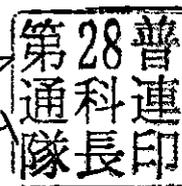
甲 厚沢部町長 渡田 正巳 

甲 乙部町長 寺島 光一郎 

乙 陸上自衛隊 第11旅団

第28普通科連隊長

1等陸佐 吉原 和宏



## 【18. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書】

### 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と一般社団法人函館地区トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

#### （要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被災者支援に必要な生活必需品等の輸送
- (2) 災害応急対策に必要な資機材等の輸送
- (3) その他甲が必要と認めた業務

#### （要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

#### （業務遂行への配慮）

第5条 甲は、乙が第3条における業務を行う際には、災害対策に使用する車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、輸送に支障を来さないよう、関係機関と連携を図り安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

#### （要請の手続）

第6条 甲は、業務を要請する場合、別記第1号様式の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

#### （業務の実施）

第7条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- (1) 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、法令遵守および個人情報保護を徹底すること。
- (3) 業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

(業務報告)

第8条 乙は、業務が完了した場合、別記第2号様式の「災害時協力業務実施報告書」(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

(費用負担等)

第9条 乙が実施した第3条の業務にかかる費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務にかかる費用は、乙が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲、乙協議して決定する。

3 甲が負担する費用の請求および支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとする。

(事故等)

第10条 乙が使用する車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換し、その運行を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(体制の構築)

第11条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について、次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

(1) 非常時の連絡網

(2) 非常時の人員体制

(3) 業務の実施に必要な車両の保有状況

(4) 業務の実施に必要な資格(運転免許等)の保有者

(5) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第12条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには、地域住民との密接な連携、情報共有、信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲および自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第13条 乙が実施した第3条の業務により、自らの責任に帰する理由により甲、および第三者に損害を与えた時は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

2 甲および第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては、甲が負担するものとする。

3 責任の所在が不明確な場合においては、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第14条 乙が実施した第3条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては上ノ国町総務課長、乙においては一般社団法人函館地区トラック協会専務理事とする。

(配慮事項)

第16条 乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民および自主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集および提供、救助救出活動、初期消火活動、避難誘導などの実施に努めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年11月26日

甲 上ノ国町  
上ノ国町長 工 藤



乙 函館市西桔梗町555番地32  
一般社団法人函館地区トラック協会  
会長 東谷武彦



別記第1号様式（第6条関係）

災害時業務協力要請書

平成 年 月 日

一般社団法人函館地区トラック協会  
会長 様

上ノ国町長

㊤

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 要請理由等

要請担当者	課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	

2 要請内容

輸送物資名	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	

別記第2号様式（第8条関係）

災害時協力業務実施報告書

平成 年 月 日

上ノ国町長

様

一般社団法人函館地区トラック協会  
会長 ㊟

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定第8条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

輸送日	輸送物資および数量	輸送区間	輸送回数	従事者 延人数	従事車 両台数	備考
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	
月 日	物資名： 数量：	輸送元： 輸送先：	延 回	人	台	



「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」  
及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する  
協定実施細目」締結に伴う委任状

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」及び「災  
害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目」を、  
北海道知事、北海道市長会長、北海道町村会長の三者により締結するため、  
添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職 北海道町村会長乙を代理人  
として定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書1通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

協定書本書は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成27年 3月 2日

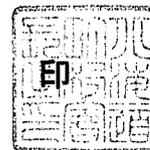
甲 上ノ国町長

工藤



乙 北海道町村会長

寺島光一郎





## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。



- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請  
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

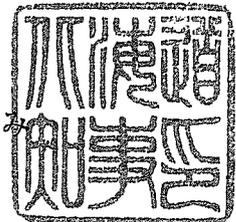
この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事

高 橋 はるみ



北海道市長会

北海道市長会長

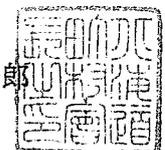
田 岡 克 介



北海道町村会

北海道町村会長

寺 島 光 一 郎



## 別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

### (応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

### (応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

### (経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

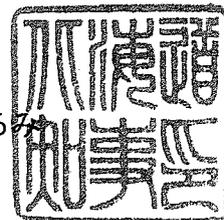
平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

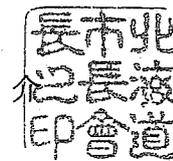
北海道  
北海道知事

高 橋 はる



北海道市長会  
北海道市長会長

田 岡 克



北海道町村会  
北海道町村会長

寺 島 光一郎



別表第1

## 連絡担当部局(北海道)

担当部課名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道庁合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
本庁	自然災害等	総務部危機対策局	危機対策課	011-204-5008	22-568	直通	6-210-22-568 IP専用電話(非常時用) 6-210-9100	011-231-4314	
	国民保護			011-204-5014	22-582			011-232-1273	
空知総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0126-20-0033	2191	直通	6-450-2191 IP専用電話(非常時用) 6-450-9100	0126-25-8144	
	国民保護								
石狩振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	011-204-5818	34-326	直通	6-210-34-326 IP専用電話(非常時用) 6-210-9100	011-232-1070	
	国民保護								
後志総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0136-23-1345	2191	直通	6-350-2191 IP専用電話(非常時用) 6-350-9100	0136-22-0948	
	国民保護								
胆振総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0143-24-9570	2191	直通	6-750-2191 IP専用電話(非常時用) 6-750-9100	0143-22-5170	
	国民保護								
日高振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0146-22-9075	2191	直通	6-610-2191 IP専用電話(非常時用) 6-610-9100	0146-22-6542	
	国民保護								
渡島総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0138-47-9430	2191	直通	6-250-2191 IP専用電話(非常時用) 6-250-9100	0138-47-9203	
	国民保護								
檜山振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0139-52-6470	2191	直通	6-310-2191 IP専用電話(非常時用) 6-310-9100	0139-52-5781	
	国民保護								
上川総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0166-46-5918	2191	直通	6-550-2191 IP専用電話(非常時用) 6-550-9100	0166-46-5204	
	国民保護								
留萌振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0164-42-8426	2191	直通	6-410-2191 IP専用電話(非常時用) 6-410-9100	0164-42-2586	
	国民保護								
宗谷総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0162-33-2526	2191	直通	6-510-2191 IP専用電話(非常時用) 6-510-9100	0162-33-2644	
	国民保護								
オホーツク総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0152-41-0625	2191	直通	6-650-2191 IP専用電話(非常時用) 6-650-9100	0152-44-7261	
	国民保護								
十勝総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0155-26-9023	2191	直通	6-850-2191 IP専用電話(非常時用) 6-850-9100	0155-22-0185	
	国民保護								
釧路総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0154-43-9144	2191	直通	6-710-2191 IP専用電話(非常時用) 6-710-9100	0154-42-2116	
	国民保護								
根室振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0153-24-4799	2191	直通	6-810-2191 IP専用電話(非常時用) 6-810-9100	0153-23-6182	
	国民保護								

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道徳合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
			番号	(内線)	種別			
空知総合振興局								
夕張市	自然災害等	消防本部	管理課	0123-53-4121		代表		0123-53-4123
	国民保護							
岩見沢市	自然災害等	総務部	防災対策室	0126-23-4111	426	代表	6-461-99 IP専用電話(非常時用) 6-461-9100	0126-23-6019
	国民保護							
美唄市	自然災害等	総務部	危機管理対策室	0126-62-3131	2130	代表	6-462-3-2130 IP専用電話(非常時用) 6-462-9100	0126-62-1088
	国民保護							
芦別市	自然災害等	総務部	総務課	0124-22-2111	210	代表	6-463-3-210 IP専用電話(非常時用) 6-463-9100	0124-22-9996
	国民保護							
赤平市	自然災害等		総務課	0125-32-2211	332	代表	6-464-3-332 IP専用電話(非常時用) 6-464-9100	0125-32-5033
	国民保護							
三笠市	自然災害等	消防本部	生活安全センター	01267-2-7777		直通	6-465-3-278 IP専用電話(非常時用) 6-465-9100	01267-2-2578
	国民保護							
滝川市	自然災害等	総務部	総務課防災危機対策室	0125-28-8003	1661	ダイヤルイン	6-466-99 IP専用電話(非常時用) 6-466-9100	0125-23-5775
	国民保護							
砂川市	自然災害等	総務部	市長公室課	0125-54-2121	367	代表	6-467-3-367 IP専用電話(非常時用) 6-467-9100	0125-54-2568
	国民保護							
歌志内市	自然災害等		総務課	0125-42-3211	303	代表	6-468-3-303 IP専用電話(非常時用) 6-468-9100	0125-42-4111
	国民保護							
深川市	自然災害等	企画総務部	総務課自治防災室	0164-26-2215	229	代表	6-469-99 IP専用電話(非常時用) 6-469-9100	0164-22-8134
	国民保護							
南幌町	自然災害等		総務課	011-378-2121	228	代表	6-472-3-228 IP専用電話(非常時用) 6-472-9100	011-378-2131
	国民保護							
奈井江町	自然災害等		まちづくり課	0125-65-2112	221	ダイヤルイン	6-473-99 IP専用電話(非常時用) 6-473-9100	0125-65-2809
	国民保護							
上砂川町	自然災害等		総務課	0125-62-2011	211	代表	6-474-3 IP専用電話(非常時用) 6-474-9100	0125-62-3773
	国民保護							
由仁町	自然災害等		総務まちづくり課	0123-83-2111		直通	6-475-3-221 IP専用電話(非常時用) 6-475-9100	0123-83-3020
	国民保護							
長沼町	自然災害等		総務政策課	0123-88-2111	222	代表	6476-3-222 IP専用電話(非常時用) 6476-9100	0123-88-4836
	国民保護							
栗山町	自然災害等		総務課	0123-73-7501	338	代表	6-477-3-338 IP専用電話(非常時用) 6-477-9100	0123-72-3179
	国民保護							
月形町	自然災害等		総務課	0126-53-2321	220	直通	6-478-99 IP専用電話(非常時用) 6-478-9100	0126-53-4373
	国民保護							
浦臼町	自然災害等		総務課	0125-68-2111	225	代表	6-479-99 IP専用電話(非常時用) 6-479-9100	0125-68-2285
	国民保護							
新十津川町	自然災害等	災害対策事務局	(総務課内)	0125-76-2131	2213	ダイヤルイン	6-480-2213 IP専用電話(非常時用) 6-480-9100	0125-76-2785
	国民保護							
妹背牛町	自然災害等		総務課	0164-32-2411	121	代表	6-481-3-122 IP専用電話(非常時用) 6-481-9100	0164-32-2290
	国民保護							

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
				番号	(内線)	種別			
秩父別町	自然災害等		総務課	0164-33-2111	30	代表	6-482-3 IP専用電話(非常時用) 6-482-9100	0164-33-3486	
	国民保護								
雨竜町	自然災害等		総務課	0125-77-2211	15	ダイヤルイン	6-483-99 IP専用電話(非常時用) 6-483-9100	0125-78-3122	
	国民保護								
北竜町	自然災害等		総務課	0184-34-2111	221	代表	6-484-3 IP専用電話(非常時用) 6-484-9100	0164-34-2117	
	国民保護								
沼田町	自然災害等		総務財政課	0164-35-2111	211	代表	6-485-3-206 IP専用電話(非常時用) 6-485-9100	0164-35-2393	
	国民保護								
<b>石狩振興局</b>									
札幌市	自然災害等	危機管理対策部	危機管理対策課	011-211-3062		直通	6-220-3-3062 IP専用電話(非常時用) 6-220-9100	011-218-5115	
	国民保護								
江別市	自然災害等	総務部	総務課	011-381-1407		直通	6-221-3-2283 IP専用電話(非常時用) 6-221-9100	011-381-1070	
	国民保護								
千歳市	自然災害等	総務部	危機管理課	0123-24-0144		直通	6-222-3-333 IP専用電話(非常時用) 6-222-9100	0123-22-8852	
	国民保護								
恵庭市	自然災害等	総務部	基地・防災課	0123-33-3131	2243	代表	6-223-3-2242 IP専用電話(非常時用) 6-223-9100	0123-33-3175	
	国民保護								
北広島市	自然災害等	総務部	危機管理課	011-372-3311	652	代表	6-224-3-648 IP専用電話(非常時用) 6-224-9100	011-373-2903	
	国民保護								
石狩市	自然災害等	総務部	総務課	0133-72-3180		直通	6-225-3-319 IP専用電話(非常時用) 6-225-9100	0133-75-2275	
	国民保護								
当別町	自然災害等	総務部	総務課	0133-23-2330		代表	6-226-3-253 IP専用電話(非常時用) 6-226-9100	0133-23-3206	
	国民保護								
新篠津村	自然災害等		総務課	0126-57-2111	214	代表	6-227-3-216 IP専用電話(非常時用) 6-227-9100	0126-57-2226	
	国民保護								
<b>後志総合振興局</b>									
小樽市	自然災害等	総務部	総務課(防災担当)	0134-32-4111	441	代表	6-360-3-441 IP専用電話(非常時用) 6-360-9100	0134-25-9955	
	国民保護								
島牧村	自然災害等		総務課防災対策室	0136-75-6265		直通	6-361-3 IP専用電話(非常時用) 6-361-9100	0136-75-6216	
	国民保護								
寿都町	自然災害等		企画課	0136-62-2608		直通	6-362-3 IP専用電話(非常時用) 6-362-9100	0136-62-3431	
	国民保護								
黒松内町	自然災害等		総務課	0136-72-3311	23 25	代表	6-363-3 IP専用電話(非常時用) 6-363-9100	0136-72-3316	
	国民保護								
蘭越町	自然災害等		総務課企画防災対策室	0136-57-5111	206	代表	6-364-3-231 IP専用電話(非常時用) 6-364-9100	0136-57-5112	
	国民保護								
二七〇町	自然災害等		総務課	0136-44-2121	130	代表	6-365-3 IP専用電話(非常時用) 6-365-9100	0136-44-3500	
	国民保護								
真狩村	自然災害等		総務企画課	0136-45-2121	13	代表	6-366-3 IP専用電話(非常時用) 6-366-9100	0136-45-3162	
	国民保護								
留寿都村	自然災害等		企画課	0136-46-3131	131	代表	6-367-3 IP専用電話(非常時用) 6-367-9100	0136-46-3545	
	国民保護								

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
喜茂別町	自然災害等		総務課	0136-33-2211	26	代表	6-368-3 IP専用電話(非常時用) 6-368-9100	0136-33-3577	
	国民保護								
京極町	自然災害等		総務課	0136-42-2111	22	代表	6-369-3-22 IP専用電話(非常時用) 6-369-9100	0136-42-3155	
	国民保護								
倶知安町	自然災害等	総務部	総務課	0136-56-8000		直通	6-370-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-370-9100	0136-23-2044	
	国民保護								
共和町	自然災害等		総務課	0135-73-2011	221	代表	6-371-3-221 IP専用電話(非常時用) 6-371-9100	0135-73-2288	
	国民保護								
	原子力災害		232	6-371-3-232 IP専用電話(非常時用) 6-371-9100					
岩内町	自然災害等	総務部	総務財政課	0135-62-1011	235	代表	6-372-3 IP専用電話(非常時用) 6-372-9100	0135-62-3465	
	国民保護								
泊村	自然災害等	総務部	企画振興課	0135-75-2877		直通	6-373-3 IP専用電話(非常時用) 6-373-9100	0135-75-3168	
	国民保護								
神恵内村	自然災害等		総務課	0135-76-5011	212	代表	6-374-3-212 IP専用電話(非常時用) 6-374-9100	0135-76-5544	
	国民保護								
積丹町	自然災害等		総務課	0135-44-2112		直通	6-375-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-375-9100	0135-44-2125	
	国民保護								
古平町	自然災害等		企画課	0135-42-2181	27	代表	6-376-13 IP専用電話(非常時用) 6-376-9100	0135-42-3583	
	国民保護								
仁木町	自然災害等		企画課	0135-32-3953	255 313	直通	6-377-3 IP専用電話(非常時用) 6-377-9100	0135-32-2700	
	国民保護								
余市町	自然災害等	総務部	企画政策課	0135-21-2142	128	直通	6-378-3-128 IP専用電話(非常時用) 6-378-9100	0135-21-2144	
	国民保護								
赤井川村	自然災害等		総務課(企画広報係)	0135-34-6211	29	代表	6-379-3 IP専用電話(非常時用) 6-379-9100	0135-34-6644	
	国民保護		総務課(総務係)						
<b>胆振総合振興局</b>									
室蘭市	自然災害等	総務部	防災対策課	0143-22-1111	2207	代表	6-760-99 IP専用電話(非常時用) 6-760-9100	0143-25-2503	
	国民保護								
苫小牧市	自然災害等	市民生活部	危機管理室	0144-32-6111	2231	代表 直通	6-761-99 IP専用電話(非常時用) 6-761-9100	0144-33-0474	
	国民保護			0144-32-6280					
登別市	自然災害等	総務部	総務グループ	0143-85-1130		直通	6-762-99 IP専用電話(非常時用) 6-762-9100	0143-85-1108	
	国民保護								
伊達市	自然災害等	総務部	総務課	0142-23-3331	242	代表	6-763-99 IP専用電話(非常時用) 6-763-9100	0142-23-4414	
	国民保護								
豊浦町	自然災害等		総務課	0142-83-1417		直通	6-764-3271 IP専用電話(非常時用) 6-764-9100	0142-83-2938	
	国民保護								
社管町	自然災害等		総務課	0142-66-2121		代表	6-768-11 IP専用電話(非常時用) 6-768-9100	0142-66-7001	
	国民保護								

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
				番号	(内線)	種別			
白老町	自然災害等	総務課	総務課	0144-85-3080	179	ダイヤルイン	6-769-99 IP専用電話(非常時用) 6-769-9100	0144-82-4391	
	国民保護								
厚真町	自然災害等	総務課	総務課	0145-27-2321	215	代表	6-772-99 IP専用電話(非常時用) 6-772-9100	0145-27-2328	
	国民保護								
洞爺湖町	自然災害等	総務部	企画防災課	0142-74-3004		直通	6-765-99 IP専用電話(非常時用) 6-765-9100	0142-74-2121	
	国民保護								
安平町	自然災害等	総務課	総務課	0145-22-2511		直通	6-770-3-121 IP専用電話(非常時用) 6-770-9100	0145-22-2026	
	国民保護								
むかわ町	自然災害等	総務企画課	総務企画課	0145-42-2411	2511	代表	6-773-99 IP専用電話(非常時用) 6-773-9100 FAX 6-773-10	0145-42-2711	衛星電話 080-2863- 2938
	国民保護				2521				
<b>日高振興局</b>									
日高町	自然災害等	総務課	総務課	01456-2-5131	124	代表	6-622-3 IP専用電話(非常時用) 6-622-9100	01456-2-5615	
	国民保護				125				
平取町	自然災害等	総務課	総務課	01457-2-2221	116	代表	6-621-3-116 IP専用電話(非常時用) 6-621-9100	01457-2-2277	
	国民保護								
新冠町	自然災害等	総務課	総務課	0146-47-2111	217	代表	6-623-3-217 IP専用電話(非常時用) 6-623-9100	0146-47-2600	
	国民保護								
浦河町	自然災害等	総務課危機管理室	総務課危機管理室	0146-22-2311	205	代表	6-626-3-205 IP専用電話(非常時用) 6-626-9100	0146-22-1240	
	国民保護								
様似町	自然災害等	総務課	総務課	0146-36-2111	210	代表	6-627-3-210 IP専用電話(非常時用) 6-627-9100	0146-36-2662	
	国民保護								
えりも町	自然災害等	企画課	企画課	01466-2-4612	774	直通	6-628-3-774 IP専用電話(非常時用) 6-628-9100	01466-2-4633	
	国民保護								
新ひだか町	自然災害等	総務企画部	総務課	0146-43-2111	246	代表	6-624-3-246 IP専用電話(非常時用) 6-624-9100	0146-43-3900	
	国民保護								
<b>渡島綜合振興局</b>									
函館市	自然災害等	総務部	総務課	0138-21-3648	3648	直通	6-260-3-3648 IP専用電話(非常時用) 6-260-9100	0138-27-6489	
	国民保護								
北斗市	自然災害等	総務部	総務課	0138-73-3111	212	代表	6-265-3-212 IP専用電話(非常時用) 6-265-9100	0138-73-6970	
	国民保護								
松前町	自然災害等	総務課	総務課	0139-42-2275	238	代表	6-261-3 IP専用電話(非常時用) 6-261-9100	0139-46-2048	
	国民保護								
福島町	自然災害等	総務課	総務課	0139-47-3001	311	代表	6-262-3-311 IP専用電話(非常時用) 6-262-9100	0139-47-4504	
	国民保護								
知内町	自然災害等	総務企画課	総務企画課	01392-5-6161	32	代表	6-263-3 IP専用電話(非常時用) 6-263-9100	01392-5-7166	
	国民保護								
木古内町	自然災害等	総務課	総務課	01392-2-3131	213	代表	6-264-3 IP専用電話(非常時用) 6-264-9100	01392-2-3622	
	国民保護								
七飯町	自然災害等	総務部	総務財政課	0138-65-2511	211	代表	6-267-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-267-9100	0138-66-2054	
	国民保護								
鹿部町	自然災害等	総務-防災課	総務-防災課	01372-7-2111		代表	6-272-3 IP専用電話(非常時用) 6-272-9100	01372-7-3086	
	国民保護								

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
森町	自然災害等		防災交通課	01374-7-1282	231	直通	6-274-3-231 IP専用電話(非常時用) 6-274-9100	01374-2-3244	
	国民保護								
八雲町	自然災害等		総務課	0137-62-2111	209	代表	6-275-3-209 IP専用電話(非常時用) 6-275-9100	0137-62-2120	
	国民保護								
長万部町	自然災害等		総務課	01377-2-2451	221	直通	6-276-3-221 IP専用電話(非常時用) 6-276-9100	01377-2-4884	
	国民保護								
<b>檜山振興局</b>									
江差町	自然災害等		建設水道課	0139-52-1020	313	代表	6-320-3311 IP専用電話(非常時用) 6-320-9100	0139-52-0234	
	国民保護								
上ノ国町	自然災害等		総務課	0139-55-2311		代表	6-321-3207 IP専用電話(非常時用) 6-321-9100	0139-55-2025	
	国民保護								
厚沢部町	自然災害等		総務政策課	0139-64-3311		代表	6-322-3 IP専用電話(非常時用) 6-322-9100	0139-67-3311	
	国民保護								
乙部町	自然災害等		総務課	0139-62-2311		代表	6-323-3 IP専用電話(非常時用) 6-323-9100	0139-62-2939	
	国民保護								
奥尻町	自然災害等		総務課	01397-2-3111		代表	6-326-3 IP専用電話(非常時用) 6-326-9100	01397-2-3445	
	国民保護								
今金町	自然災害等		まちづくり推進課	0137-82-0111		代表	6-328-3133 IP専用電話(非常時用) 6-328-9100	0137-82-3262	
	国民保護								
せたな町	自然災害等		総務課	0137-84-5111		代表	6-328-31221 IP専用電話(非常時用) 6-328-9100	0137-84-4657	
	国民保護								
<b>上川総合振興局</b>									
旭川市	自然災害等	防災安全部	防災課	0166-33-9969	直通	代表	6-580-3-87-811-412 IP専用電話(非常時用) 6-580-9100	0166-33-9936	
	国民保護								
士別市	自然災害等	総務部	総務課	0165-23-3121	2202	代表	6-561-99 IP専用電話(非常時用) 6-561-9100	0165-22-1934	
	国民保護								
名寄市	自然災害等	総務部	防災・法制・総務担当	01654-3-2111	3327	代表	6-562-99 IP専用電話(非常時用) 6-562-9100	01654-2-5644	
	国民保護								
富良野市	自然災害等	総務部	総務課	0167-39-2300		ダイヤルイン	6-563-99 IP専用電話(非常時用) 6-563-9100	0167-23-2120	
	国民保護								
鷹栖町	自然災害等		総務企画課	0166-87-2111	117	代表	6-564-99 IP専用電話(非常時用) 6-564-9100	0166-87-2196	
	国民保護								
東神楽町	自然災害等		総務課	0166-83-2111	216	代表	6-565-99	0166-83-4180	
	国民保護								
当麻町	自然災害等		総務企画課	0166-84-2111	213	代表	6-566-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-566-9100	0166-84-4883	
	国民保護								
比布町	自然災害等		総務企画課	0166-85-2111	116 125	代表	6-567-99 IP専用電話(非常時用) 6-567-9100	0166-85-2389	
	国民保護								
愛別町	自然災害等		総務企画課	01658-6-5111	215	代表	6-568-3 IP専用電話(非常時用) 6-568-9100	01658-6-5110	
	国民保護								
上川町	自然災害等		企画総務課	01658-2-4063		直通	6-569-3 IP専用電話(非常時用) 6-569-9100	01658-2-1220	
	国民保護								

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
東川町	自然災害等		企画総務課	0166-82-2111	221	代表	6-570-3-380 IP専用電話(非常時用) 6-570-9100	0166-82-3644	
	国民保護								
美瑛町	自然災害等		総務課	0166-92-1111	2224	代表	6-571-99 IP専用電話(非常時用) 6571-9100	0166-92-4414	
	国民保護								
上富良野町	自然災害等		総務課	0187-45-8980 0187-45-8400		ダイヤルイン	6-572-3 IP専用電話(非常時用) 6-572-9100	0187-45-5362	
	国民保護								
中富良野町	自然災害等		総務課	0167-44-2122		ダイヤルイン	6-573-99 IP専用電話(非常時用) 6-573-9100	0167-44-2127	
	国民保護								
南富良野町	自然災害等		総務課	0167-52-2112	115	代表	6-574-99 IP専用電話(非常時用) 6-574-10	0167-52-2922	
	国民保護								
占冠村	自然災害等		総務課	0167-56-2121		ダイヤルイン	6-575-99 IP専用電話(非常時用) 6-575-9100	0167-56-2184	
	国民保護								
和寒町	自然災害等		総務課	0165-32-2421	215	代表	6-5760-99	0165-32-4238	
	国民保護								
剣淵町	自然災害等		総務課	0165-34-2121	211	代表	6-577-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-577-9100	0165-34-2590	
	国民保護								
下川町	自然災害等		税務住民課	01655-4-2511	112	代表	6-580-99 IP専用電話(非常時用) 6-580-9100	01655-4-2517	
	国民保護								
美深町	自然災害等		総務課	01656-2-1611		ダイヤルイン	6-581-99 IP専用電話(非常時用) 6581-9100	01656-2-1626	
	国民保護								
音威子府村	自然災害等		総務課	01656-5-3311	29	代表	6-582-99 IP専用電話(非常時用) 6-582-9100	01656-5-3837	
	国民保護								
中川町	自然災害等		総務課	01656-7-2811		代表	6583-3-336 IP専用電話(非常時用) 6583-9100	01656-7-2594	
	国民保護								
幌加内町	自然災害等		総務課	0165-35-2121	116	代表	6-486-99 IP専用電話(非常時用) 6-486-9100	0165-35-2127	
	国民保護								
<b>留萌振興局</b>									
留萌市	自然災害等	総務部	総務課	0164-56-5005	232 233	直通	6-420-3-233 IP専用電話(非常時用) 6-420-9100	0164-43-8778	
	国民保護								
増毛町	自然災害等		総務課	0164-53-1111	213	代表	6-421-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-421-9100	0164-53-2348	
	国民保護								
小平町	自然災害等		企画総務課	0164-56-2111	208	代表	6-422-3-208 IP専用電話(非常時用) 6-422-9100	0164-56-2110	
	国民保護								
苫前町	自然災害等		総務財政課	0164-64-2211	213	代表	6-423-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-423-9100	0164-64-2142	
	国民保護								
羽幌町	自然災害等		総務課	0164-62-1211	211	代表	6-424-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-424-9100	0164-62-1219	
	国民保護								
初山別村	自然災害等		総務課	0164-67-2211	23	代表	6-425-3 IP専用電話(非常時用) 6-425-9100	0164-67-2298	
	国民保護								

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
遠別町	自然災害等		総務課	01632-7-2111	216	代表	6-426-3 IP専用電話(非常時用) 6-426-9100	01632-7-3695	
	国民保護								
天塩町	自然災害等		住民課	01632-2-1001	124	代表	6-427-3 IP専用電話(非常時用) 6-427-9100	01632-2-2404	
	国民保護								
<b>宗谷総合振興局</b>									
稚内市	自然災害等	総務部	防災安全課	0162-23-6380		直通	6-520-3-550 IP専用電話(非常時用) 6-520-9100	0162-23-3350	
	国民保護								
猿払村	自然災害等		総務課	01635-2-3131		代表	6-521-3 IP専用電話(非常時用) 6-521-9100	01635-2-3812	
	国民保護								
浜頓別町	自然災害等		総務課	01634-2-2345		代表	6-522-3 IP専用電話(非常時用) 6-522-9100	01634-2-4766	
	国民保護								
中頓別町	自然災害等		総務課	01634-6-1111		代表	6-523-325 IP専用電話(非常時用) 6-523-9100	01634-6-1155	
	国民保護								
枝幸町	自然災害等		総務課	0163-62-1234		代表	6-524-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-524-9100	0163-62-3353	
	国民保護								
豊富町	自然災害等		総務課	0162-62-1001		代表	6-526-3 IP専用電話(非常時用) 6-526-9100	0162-62-2806	
	国民保護								
礼文町	自然災害等		総務課	0163-66-1001		代表	6-527-3 IP専用電話(非常時用) 6-527-9100	0163-66-1007	
	国民保護								
利尻町	自然災害等		総務課	0163-64-2345		代表	6-528-3 IP専用電話(非常時用) 6-528-9100	0163-64-3553	
	国民保護								
利尻富士町	自然災害等		総務課	0163-62-1112		直通	6-529-3 IP専用電話(非常時用) 6-529-9100	0163-62-1253	
	国民保護								
幌延町	自然災害等		総務課	01632-5-1111		代表	6-428-3-139 IP専用電話(非常時用) 6-428-9100	01632-5-2971	
	国民保護								
<b>オホーツク総合振興局</b>									
北見市	自然災害等	総務部防災対策・危機管理室	防災対策・危機管理課	0157-25-1171		直通	6-660-3-266 IP専用電話(非常時用) 6-660-9100	0157-25-6932	
	国民保護								
網走市	自然災害等	企画総務部	総務課	0152-44-6111	266	代表	6-661-3-266 IP専用電話(非常時用) 6-661-9100	0152-43-5404	
	国民保護								
紋別市	自然災害等	総務部	庶務課	0158-24-2111	401	代表	6-662-3-207 IP専用電話(非常時用) 6-662-9100	0158-24-6925	
	国民保護								
美幌町	自然災害等	総務部	防災グループ	0152-73-1111	319	代表	6-665-3-214 IP専用電話(非常時用) 6-665-9100	0152-72-4869	
	国民保護								
津別町	自然災害等		総務課	0152-76-2151	208	代表	6-666-3-207 IP専用電話(非常時用) 6-666-9100	0152-76-2976	
	国民保護								
斜里町	自然災害等	総務部	企画総務課	0152-23-3131	213	代表	6-667-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-667-9100	0152-23-4150	
	国民保護								
清里町	自然災害等		総務課	0152-25-2131		直通	6-668-3 IP専用電話(非常時用) 6-668-9100	0152-25-3571	
	国民保護								

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
小清水町	自然災害等		総務課	0152-62-4470		直通	6-669-3-222 IP専用電話(非常時用) 6-669-9100	0152-62-4198	
	国民保護								
訓子府町	自然災害等		総務課	0157-47-2112		直通	6-671-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-671-9100	0157-47-2600	
	国民保護								
蘆戸町	自然災害等		町づくり企画課	0157-52-3312		直通	6-672-3-224 IP専用電話(非常時用) 6-672-9100	0157-52-3353	
	国民保護								
佐呂間町	自然災害等		総務課	01587-2-1211		直通	6-674-3 IP専用電話(非常時用) 6-674-9100	01587-2-3368	
	国民保護								
遠軽町	自然災害等	総務部	総務課	0158-42-4611		直通	6-677-3 IP専用電話(非常時用) 6-677-9100	0158-42-3688	
	国民保護								
湧別町	自然災害等		総務課	01586-2-2112		直通	6-680-3 IP専用電話(非常時用) 6-680-9100	01586-2-2511	
	国民保護								
滝上町	自然災害等		住民生活課	0158-29-2111	230	代表	6-682-3 IP専用電話(非常時用) 6-682-9100	0158-29-3588	
	国民保護								
興部町	自然災害等		総務課	0158-82-2131	311	代表	6-683-3-311 IP専用電話(非常時用) 6-683-9100	0158-82-2990	
	国民保護		住民課						
西興部村	自然災害等		企画総務課	0158-87-2111		直通	6-684-3-60 IP専用電話(非常時用) 6-684-9100	0158-87-2777	
	国民保護								
雄武町	自然災害等		住民生活課	0158-84-2121	225	代表	6-685-3-225 IP専用電話(非常時用) 6-685-9100	0158-84-2844	
	国民保護								
大空町	自然災害等		総務課	0152-74-2111		直通	6-664-3-223 IP専用電話(非常時用) 6-664-9100	0152-74-2191	
	国民保護								
十勝総合振興局									
帯広市	自然災害等	総務部	総務課防災係	0155-24-4111 0155-65-4103	1230	代表 直通	6-860-3-1253 6-860-3-1240 IP専用電話(非常時用) 6-860-9100	0155-23-0151	
	国民保護								
音更町	自然災害等	総務部	情報・防災課	0155-42-2111	242	代表	6-861-99 IP専用電話(非常時用) 6-861-9100	0155-42-2117	
	国民保護								
士幌町	自然災害等		総務企画課	01564-5-5211	1222	直通	6-862-1222 IP専用電話(非常時用) 6-862-9100	01564-5-4304	
	国民保護								
上士幌町	自然災害等		総務課	01564-2-2111	236	代表	6-863-3-241 IP専用電話(非常時用) 6-863-9100	01564-2-4637	
	国民保護								
鹿追町	自然災害等		町民課	0156-66-2311	171	代表	6-864-99 IP専用電話(非常時用) 6-864-9100	0156-66-1020	
	国民保護								
新得町	自然災害等		総務課	0156-64-5111	110	代表	6-865-99 IP専用電話(非常時用) 6-865-9100	0156-64-4013	
	国民保護								
清水町	自然災害等		総務課	0156-62-2111	202	代表	6-866-99 IP専用電話(非常時用) 6-866-9100	0156-62-5116	
	国民保護								
芽室町	自然災害等		総務課	0155-62-2611	237	代表	6-867-99 IP専用電話(非常時用) 6-867-9100	0155-62-4599	
	国民保護								

### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
中札内村	自然災害等		総務課	0155-67-2311	127	代表	6-868-3120 IP専用電話(非常時用) 6-868-9100	0155-68-3911	
	国民保護								
更別村	自然災害等		総務課	0155-52-2111	201	ダイヤルイン	6-860-6869 IP専用電話(非常時用) 6-860-9100	0155-52-2812	
	国民保護								
大樹町	自然災害等		企画課	01558-6-2113		直通	6-871-99 IP専用電話(非常時用) 6-871-9100	01558-6-2495	
	国民保護								
広尾町	自然災害等		企画課	01558-2-0184	221	直通	6872-3-223 IP専用電話(非常時用) 6872-9100	01558-2-4933	
	国民保護								
幕別町	自然災害等	民政部	町民課	0155-54-6601		直通	6-873-99 IP専用電話(非常時用) 6-873-9100	0000-55-3008	
	国民保護	総務部	総務課	0155-54-6808		直通	6-873-3	0155-54-3727	
池田町	自然災害等		総務課	015-572-3111	202	直通	6-874-99 IP専用電話(非常時用) 6-874-9100	015-572-5158	
	国民保護								
豊頃町	自然災害等		総務課	015-574-2211	221	代表	6-875-3-222 IP専用電話(非常時用) 6-875-9100	015-574-3750	
	国民保護								
本別町	自然災害等		住民課	0156-22-8128		直通		0156-22-5950	
	国民保護		総務課	0156-22-2141	206	代表	6-876-99 IP専用電話(非常時用) 6-876-9100	0156-22-3237	
足寄町	自然災害等		総務課企画財政室	0156-25-2141	311	代表	6-877-99 IP専用電話(非常時用) 6-877-9100	0156-25-9178	
	国民保護								
陸別町	自然災害等		総務課	0156-27-2141	216	代表	6-878-99 IP専用電話(非常時用) 6-878-9100	0156-27-2797	
	国民保護								
浦幌町	自然災害等		総務課	015-576-2111	213	代表	6-6879-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-6879-9100	015-576-2519	
	国民保護								
<b>釧路総合振興局</b>									
釧路市	自然災害等	総務部	防災危機管理課	0154-23-5151	2210	代表	6-720-32210 IP専用電話(非常時用) 6-720-9100	0154-23-5180	
	国民保護								
釧路町	自然災害等		総務課	0154-62-2111	223	代表	6-721-3223 IP専用電話(非常時用) 6-721-9100	0154-62-2713	
	国民保護								
厚岸町	自然災害等		総務課	0153-52-3131	223	代表	6-722-3223 IP専用電話(非常時用) 6-722-9100	0153-52-3138	
	国民保護								
浜中町	自然災害等		防災対策室	0153-62-2111	137	代表	6-723-3137 IP専用電話(非常時用) 6-723-9100	0154-62-2229	
	国民保護								
標茶町	自然災害等		総務課	015-485-2111	213	代表	6-724-3213 IP専用電話(非常時用) 6-724-9100	015-485-4111	
	国民保護								
弟子屈町	自然災害等		総務課	015-482-2191	308	代表	6-725-3309 IP専用電話(非常時用) 6-725-9100	015-482-2696	
	国民保護								
鶴居村	自然災害等		総務課	0154-64-2111	15	代表	6-727-315 IP専用電話(非常時用) 6-727-9100	0154-64-2577	
	国民保護								
白糠町	自然災害等		地域防災課	01547-2-2171	222	代表	6-728-3222 IP専用電話(非常時用) 6-728-9100	01547-2-4659	
	国民保護								

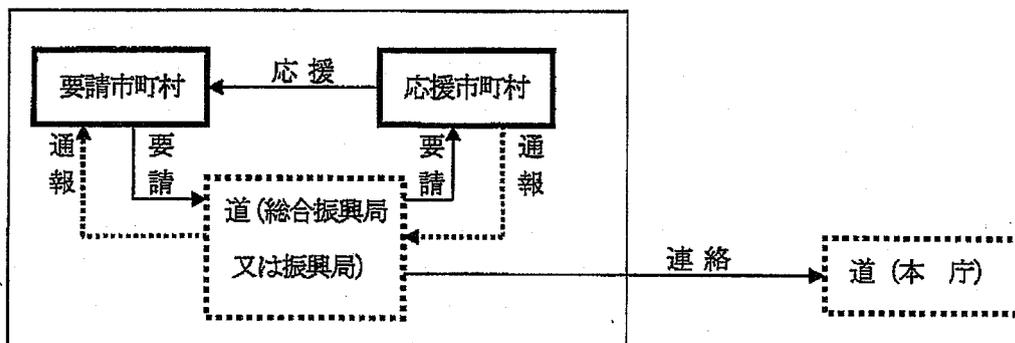
### 連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備考
			番号	(内線)	種別			
<b>根室振興局</b>								
根室市	自然災害等	総務部	総務課	0153-23-8111	2223	代表	6-820-3-2222 IP専用電話(非常時用) 6-820-9100	0153-24-8692
	国民保護							
別海町	自然災害等	総務部	防災交通課	0153-75-2111	2116	代表	6-821-3 IP専用電話(非常時用) 6-821-9100	0153-75-0371
	国民保護							
中標津町	自然災害等	総務部	総務課	0153-73-3111	317	代表	6-822-3-317 IP専用電話(非常時用) 6-822-9100	0153-73-5333
	国民保護							
標津町	自然災害等		住民生活課	0153-82-2131	126	代表	6-823-3-125 IP専用電話(非常時用) 6-823-9100	0153-82-3011
	国民保護							
羅臼町	自然災害等		総務課	0153-87-2111	2226	代表	6-824-3 IP専用電話(非常時用) 6-824-9100	
	国民保護							

## 連絡系統図

### 第1要請 (同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請)

《A地域》

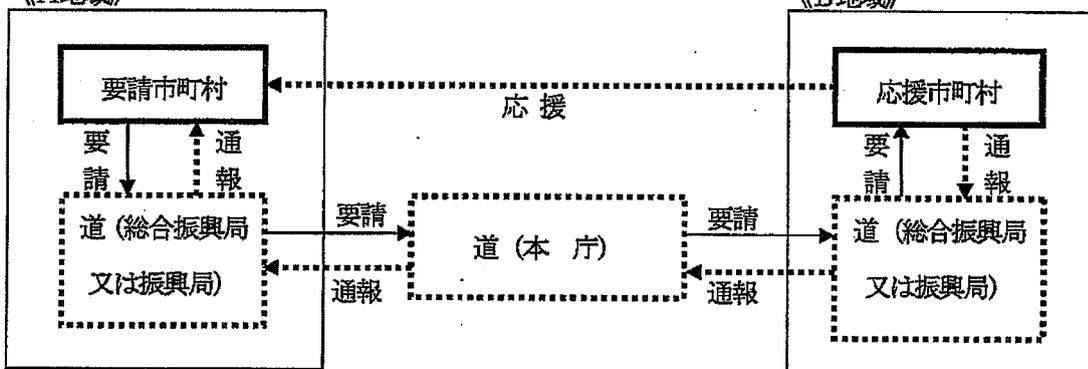


(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

### 第2要請 (他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請)

《A地域》

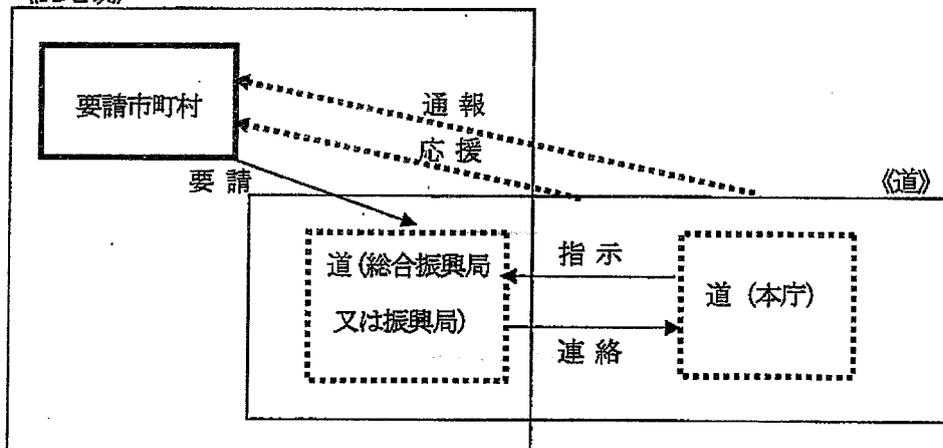
《B地域》



(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

### 第3要請 (道への要請)

《A地域》



## 【20. 町内郵便局協力協定】

### 災害発生時における上ノ国町と上ノ国町内郵便局の協力に関する協定

桧山郡上ノ国町(以下「甲」という。)と上ノ国町内郵便局(以下「乙」という。)は、上ノ国町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

#### (定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

#### (協力要請)

第2条 甲及び乙は、上ノ国町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項<sup>(注)</sup>

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

#### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

#### (経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 上ノ国町 総務課長

乙 上ノ国郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2017年 4月 1日から2018年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2017年 2月 23日

甲 住所  
桧山郡上ノ国町字大留100  
上ノ国町長

工藤



乙 住所  
上ノ国町内郵便局  
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長

中江 紳悟



No.

避難者情報確認シート（避難先届）

△

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「シ」を付してください。）

【お問合せ先】 上ノ国町役場 電話：0139-55-2311

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 \_\_\_\_\_

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 \_\_\_\_\_

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

た

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「シ」を付してください。）

【お問合せ先】 上ノ国郵便局 電話：0139-55-2660

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	-	
---	---	--

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	-	
---	---	--

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

## 〔21. 道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供に関する協定書〕

### 「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定書

北海道開発局函館開発建設部長（以下「甲」という。）と上ノ国町長（以下「乙」という。）とは、「防災用備蓄資機材（倉庫含む）」（以下「資機材」という。）及び「情報提供装置（道路情報提供モニター、映像コントローラー及び収納部）」（以下「機器」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、資機材及び機器の使用並びに維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の避難者の支援及び国道等の被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

#### （資機材及び機器の設置）

第2条 乙は、甲に対し資機材及び機器の設置場所を無償で提供するものとし、甲は資機材及び機器の設置を行う。

2 機器に必要な電源は、乙のものを使用する。

3 機器の仕様及び設置台数は別紙のとおりとする。

4 防災用備蓄倉庫に設置する資機材は「防災用備蓄資機材使用管理簿」にて整理し、品目、数量等は別途締結する『「道の駅防災用備蓄資機材」に関する確認書』に定めるものとする。

#### （財産の帰属）

第3条 財産については、原則として整備に要する費用を負担した甲又は乙に帰属するものとする。

#### （資機材の貸与等）

第4条 資機材は、災害発生等の緊急時に無償貸与することとする。この場合において、乙は、事前に甲の承諾を受けることとし（江差道路事務所に電話連絡を行う。）、具体的な手続きは、別添資料による。

2 災害発生時の資機材の使用については、甲を優先するものとする。ただし、被災状況、緊急性等に応じ、甲乙協議のうえ乙が優先的に使用することとした場合は、この限りではない。

3 乙は、資機材の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。

4 乙が使用した消耗資材については、同等品の資材の同数を、乙が返納することとする。ただし、国道の復旧に要した場合は、この限りでない。

5 乙が使用する資機材の運転に必要な燃料、運搬車両については、乙が用意し、その費用を負担するものとする。

6 乙の使用により資機材に故障又は損傷が生じた場合は、乙の責により修理を行うこととする。

- 7 乙の使用により第三者に損害を与えた場合は、乙が賠償の責を負うものとする。
- 8 甲、乙以外に近隣市町村において災害が発生し、当該市町村、消防署等に資機材を無償貸与する場合にあっては、乙は、必要に応じ防災用備蓄倉庫の解錠等の作業を担任するものとする。

(資機材の維持管理)

第5条 資機材の維持管理（保守点検、修理、移設、交換）に要する費用は、甲が負担する。

- 2 防災用備蓄倉庫の鍵は、甲、乙双方で厳重に保管することとする。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、次に掲げる業務の管理を必要に応じ行うものとする。

- (1) 防災用備蓄倉庫の施錠
- (2) 防災用備蓄倉庫内の換気及び清掃
- (3) 資機材の状況及び数量の確認

- 4 資機材を使用する場合にあっては、防災用備蓄倉庫内からの資機材の出し入れに必要な除雪を資機材の使用者が行うものとする。
- 5 乙は、資機材に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、立入防止等の応急対策を講じるものとする。

(機器の維持管理等)

第6条 甲は、機器が正常に機能するよう機器の保守点検、修理、その他必要な維持管理を行うものとする。また、甲は、機器へのデータ送信が適切に行われるように努めるものとする。

- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、次に掲げる日常の管理を必要に応じ行うものとする。

- (1) 機器の電源の「入」・「切」を行うこと。
- (2) 機器の清掃を行うこと。
- (3) 機器の動作確認を行うこと。

- 3 乙は、機器に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、安全対策及び利用者の案内掲示などの応急的な対応を行うものとする。

(機器の改良等)

第7条 甲又は乙は、機器の改良、交換又は移設の必要が生じた場合は、あらかじめ相手側と協議しなければならない。

(資機材および機器に関する経費の負担)

第8条 乙は、次項に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 機器に係る電気料及び公共料金
- (2) 第5条第3項から第5項に係る費用
- (3) 第6条第2項及び第3項に係る費用

(資機材及び機器の設置期間)

第9条 防災用備蓄倉庫(資機材含む)及び機器の設置期間は、設置した日から平成34年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申出のないときは、この期間を1年間延長し、その後も同様に扱うものとする。

(協定の解除)

第10条 甲及び乙は、協議の上、必要に応じこの協定を解除することができる。

2 前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により資機材及び機器の撤去を行うこととし、現状復旧するものとする。

(協定外の事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。なお、平成25年3月19日付け『「道路情報提供装置」の設置等に関する協定書』は廃棄し、内容は本協定に移行して継続するものとする。

平成30年 2月 28日

甲 住所 函館市大川町1番27号  
氏名 北海道開発局函館開発建設部長 菊池 一雄



乙 住所 檜山郡上ノ国町字大留100番地  
氏名 上ノ国町長 工藤



## 『道の駅』における協働事業に関する細目協定書

北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「甲」という。）、上ノ国町（以下「乙」という。）、国土交通省北海道開発局函館開発建設部（以下「丙」という。）は、「道の駅（上ノ国もんじゅ）」における協働事業の実施に関して、平成19年9月28日に締結した「協働事業の実施に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第3条第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、地域及び道路利用者の安全・安心の補完並びに地域振興活動の充実を目的として、「道の駅」に設置した甲所有のネットワーク接続されたメッセージボード付自動販売機（以下「お知らせ道ねっと自販機」という。）及びおむつや液体ミルク等を販売する自動販売機（以下「子育て応援自販機」という。）を通じて、以下のサービスを提供するものである。

- (1) お知らせ道ねっと自販機のメッセージボードによる地域情報、道路情報等（以下「情報」という。）の提供サービス
- (2) 乙の災害基準により対策本部が設置された場合等の緊急時（以下「緊急時」という。）におけるお知らせ道ねっと自販機内在庫の商品（無償）の提供サービス（以下「商品提供」という。）
- (3) 子育て応援の推進や情報の提供に関すること。

### （情報提供に関する事項）

第2条 第1条（1）のお知らせ道ねっと自販機のメッセージボードに掲示する情報の管理は乙が行うこととし、メッセージボードの運営・保全及びそれに伴う費用、通信費は甲の負担とする。

2 乙は、甲及び丙から受けた情報並びに乙が所有する情報を前条に示す目的に照らし合わせるとともに、状況等を考慮した上で有効な情報と判断されるものをメッセージボードにより提供するものとする。

3 乙は、甲又は丙から大規模災害等緊急性を有する情報の提供を受けた場合には、速やかに対応するものとする。

4 甲又は丙は、前項に示す対応が不可能な場合において、メッセージボード及び情報を運営・管理することができる。

5 情報の提供・停止等の管理責任は、お知らせ道ねっと自販機のメッセージボードに掲示した者に帰するものとする。

### （緊急時における商品提供に関する事項）

第3条 甲は、第1条（2）の緊急時の認定及び商品提供の実行権限を乙に委任するものとする。乙がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等によりその旨を甲に報告するものとし、後日速やかに報告書を甲に提出するものとする。

2 商品提供の終了時期については、甲及び乙が協議して決定する。

### （子育て応援の推進や情報の提供に関する事項）

第4条 甲、乙及び丙は、第1条（3）の子育て応援の推進や情報の提供に当たり必要な協力を相互に行うものとする。

2 丙は円滑な相互連携や協働を図るため各種調整を行う。

3 甲は子育て応援自販機を設置し、乙は子育て応援自販機の運営（商品管理）を行い、各々がそれに伴う費用を負担するものとする。なお、子育て応援自販機の通常時の維持管理は乙の運営に含まれるものとし、子育て応援自販機の修繕等が必要な場合は、甲が費用を負担するものとする。

4 甲、乙及び丙はお知らせ道ねっと自販機のメッセージボードや子育て応援自販機の側面を活用し、子育て応援に関する情報を発信することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、協働事業の遂行に当たり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、本協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1か年とする。ただし、協定期間内に本協定の履行が困難となった場合は甲、乙及び丙において別途協議するものとする。

2 前項が定める期間の満了1か月までに、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間の更新について協議し、決定するものとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからこの協定に関する改廃について特段の申し出がない場合は協議を省略し、さらに1年間の継続を行うものとし、当該期間を満了した場合についても同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲、乙及び丙は、相手方が次に掲げる各号の一に該当するときは、相手方に催告を行い、催告後2週間以内にその事態が是正されない場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本取組の遂行に協力しないとき。
- (2) 本協定の履行に関し、不正または不当な行為があったとき。
- (3) その他本協定に違反したとき。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合又は不測の事態が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、甲乙丙各1通を保有するものとする。なお、当該協定の締結に伴い、平成19年7月20日に締結した「『道の駅』における協働事業に関する協定書」は、廃止する。

令和2年12月3日

甲 北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 佐々木 康



乙 上ノ国町長

工藤 昇



丙 国土交通省 北海道開発局  
函館開発建設部長 樺澤 孝人



## 【23. 大規模災害時における相互協力に関する基本協定】

### 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

上ノ国町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

#### （災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

イ 住民から提供された停電情報

ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

#### （復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

#### （連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

#### （連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練、意見交換等を原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

#### （秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 上ノ国町長 工 藤



乙 北海道電力株式会社  
執行役員総務部長 鹿 内 公 明



丙 北海道電力ネットワーク株式会社  
執行役員函館支店長 金 谷 俊 昭



## 〔24. 災害に係る情報発信等に関する協定〕

### 災害に係る情報発信等に関する協定

上ノ国町（以下、「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### （本協定の目的）

第1条 本協定は、上ノ国町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### （本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 甲が、上ノ国町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 甲が、上ノ国町内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 甲が、災害発生時の上ノ国町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 甲が、上ノ国町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 甲が、上ノ国町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### （費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年 3月 4日

甲：北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地  
上ノ国町長 工藤 昇



乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太



## 江差海上保安署と檜山広域行政組合消防本部との船舶消火に関する業務協定書

この協定は領海内における船舶（消防法第2条の「船」を含む。以下同じ。）の火災について昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、江差海上保安署と檜山広域行政組合消防本部との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行なうことを目的とする。

### （消火活動の担任区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として檜山広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）が担任し、江差海上保安署（以下「海上保安署」という。）はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は、岸壁にけい留された船舶及び上架又は巻き上げ中の船舶
- (2) 河川、湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として海上保安署が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

### （海上保安署の協力事項）

第2条 消防本部の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防本部から要請のあった場合において、海上保安署が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 巡視船による消火活動、海上輸送及び警戒
- (2) 船舶火災のため、船舶又は陸上施設へ延焼のおそれのある場合において、火災船舶又は延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船による当該船舶の曳航
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安署の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行なうものとする。

### （消防本部の協力事項）

第3条 海上保安署の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安署から要請があった場合において、消防本部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安署の指定する場所への消防車等の出動
- (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認め

た場合における消防車等の出動

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、火災現場の海上保安署の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を行なうものとする。

(火災原因調査等の協力)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

2 消防本部から前項の調査のため協力の要請があったときは海上保安署はこれに協力するものとする。

3 消防本部は、第1項の調査の結果放火又は失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安署に通報するとともに必要な証拠を集めて、その保全に務めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は当該調査の内容を海上保安署に通報するものとする。

4 海上保安署から犯罪捜査のための協力の要請があった場合は消防本部はこれに協力するものとする。

5 前項の場合のほか、海上保安署から第1項のための協力の要請があったときは、消防本部はこれに協力するものとする。

6 海上保安署は、第1項の調査の内容を消防本部に通報するものとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安署又は消防本部が船舶火災を知ったときは相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安署又は消防本部が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(タンカー等の事故対策)

第9条 タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安署及び消防本部は、地方防災会議を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及び実施の推進  
(協定の改定)

第10条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

(協定書の策定と保有)

第11条 この協定書は二通作成し、海上保安署、消防本部各一通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は平成7年1月1日から実施する。
2. 昭和51年4月1日付締結の業務協定については、廃止する。

平成 6年12月19日

江差海上保安署

署 長 大 谷 智 征



檜山広域行政組合

理事長 若 山 昭 夫



# 【消防2. 北海道消防防災ヘリコプター応援協定】

## 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等

の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達也

以下道内 72 市町等の長

# 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。  
(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。  
(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

(7) 共同運航機関

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を共同で運航する機関をいう。

## 第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

### 第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航責任者」という。）が行う。

(航空消防活動指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「航空消防活動指揮者」という。

2 航空消防活動指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社または共同運航機関の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

- 第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」と総称する。)は、第12条に規定する運航計画に基づく運航(以下「通常運航」という。)に優先する。
- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。
- 3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(運航に伴う報告)

- 第16条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書(様式第3号)を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書(様式第4号)を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

- 第17条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

#### 第4章 使用手続

(使用予定表)

- 第18条 航空機の使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

- 第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

- 第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- 2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

#### 第5章 安全管理等

(安全管理)

- 第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。
- 2 運航責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(航空消防活動指揮者の責務)

- 第22条 航空消防活動指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

## 第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

## 第7章 事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 航空消防活動指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第8章 雑則

(記録及び保存)

第28条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。





運航責任者（防災航空室長） 様

報告者（航空消防活動指揮者）

印

## 飛 行 報 告 書

飛行年月日	年 月 日（曜日）		天候		
業務内容					
飛行経路					
操縦士名					
整備士名					
搭乗隊員 <small>（航空消防活動指揮者に○印）</small>					
飛行時間	出発時間	時 分	実飛行時間	時間 分	
	到着時間	時 分	使用燃料	リットル	
搭乗者及び 搭載物資	搭 乗 者		搭 乗 者		
	氏 名	飛 行 時 間	品 名	個 数	重 量
参考事項					





様式第5号（第18条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連絡先

申請者

電 話

担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

様式第6号（第18条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連絡先

申請者

電話

担当者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

## 消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号  
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

申請者 印  
(担当者 TEL )

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

1 使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏 名	男・女	年 齡	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

## 消防防災ヘリコプター使用承認書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

北海道総務部危機管理監

年 月 日付け 第 号で申請のありました消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

1 使用条件

（1）目的

（2）飛行経路

（3）搭乗者

2 出発日時

3 出発場所

4 飛行可否の連絡

（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）

## 北海道広域消防相互応援協定

全国消防長会北海道支部

## 北海道広域消防相互応援協定

(平成29年4月27日)

北海道広域消防相互応援協定(平成3年4月1日)の全部改正(平成29年4月27日)

改正 令和2年3月23日

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

### (対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

### (地区区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

### (代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関(以下「代表消防機関」という。)の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊(以下「応援隊」という。)の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(代表消防機関の任務の代行)

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

(応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

- (1) 陸上応援要請
  - ア 第1要請  
当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請
  - イ 第2要請  
当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
  - ウ 第3要請  
当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (2) 航空応援要請  
航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする

る。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請または第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
  - (3) 車両及び機械器具の修理費
  - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
  - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則（平成29年4月27日締結）

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日締結）

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

別 表

地 区	構 成 市 町 等
道 西 地 区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌 地 区	札幌市
道 北 地 区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とちち広域消防事務組合

【消防4. 災害時における消火用水等の供給に関する協定】



災害時における消火用水等の供給に関する協定



檜山広域行政組合  
南北海道生コンクリート協同組合

## 災害時における消火用水の供給に関する協定

檜山広域行政組合（以下「甲」という。）と南北海道生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して応急対策に必要な用水等の供給を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

### （要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）消火用水の供給
- （2）その他甲が必要と認めた業務

### （要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害指揮本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

### （業務遂行への配慮）

第5条 甲は、乙が第3条における業務を行う際には、災害対策に使用する車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （要請の手続）

第6条 甲は、業務を要請する場合、別記第1号様式の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

- 2 前項による要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （業務の実施）

第7条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲の依頼による業務を優先して実施するものとする。

- 2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。
  - （1）地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
  - （2）業務の実施にあたっては、法令遵守及び個人情報保護を徹底すること。
  - （3）業務の実施に際し、疑義が生じた場合は独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

(業務報告)

- 第8条 乙は、業務が完了した場合、別記第2様式の「災害時協力業務実施報告書」(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。
- 2 前項による報告書には、その他甲が必要と認めた資料を添付しなければならない。

(費用負担等)

- 第9条 乙が実施した第3条の業務に係る費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務に係る費用は、乙が負担する。
- 2 甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲、乙協議して決定する。
- 3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとする。

(事故等)

- 第10条 乙が第3条の業務に使用する車両が故障、その他の理由により供給を中断した時には、乙は速やかに当該車両を交換し、その供給を継続するよう努めなければならない。
- 2 乙は、供給に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(体制の構築)

- 第11条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。
- 2 乙は、前項の体制について、次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。
- (1) 非常時の連絡網
  - (2) 非常時の人員体制
  - (3) 業務の実施に必要な設備、車両の保有状況
  - (4) 業務の実施に必要な資格(運転免許等)の保有者
  - (5) その他甲が必要と認める事項

(訓練等)

- 第12条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するために、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。消防機関との密接な連携、情報共有、信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲及び自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

- 第13条 乙が実施した第3条の業務により、甲及び第三者に損害を与えたときは、甲、乙が協議して、その賠償内容について決定するものとする。

(災害補償)

第14条 乙が実施した第3条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

(危険回避)

第15条 乙から連絡を受けた所属組員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができるものとするが、その場合、輸送路の変更等、指定された場所への輸送に努めるものとする。但し、危険が回避不可能な場合には、速やかに甲へ報告するものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては檜山広域行政組合消防本部課長、乙においては南北海道生コンクリート協同組合事務局長とする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了の3ヵ月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年4月10日

甲 檜山広域行政組合

理事長 照井 誉之介



乙 北斗市清水川142番地29  
南北海道生コンクリート協同組合

理事長 井町 孝彦



災害時業務協力要請書

令和 年 月 日

南北海道生コンクリート協同組合  
理事長 様

檜山広域行政組合  
理事長

災害時における消防用水等の供給に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 要請理由等

要請担当者	檜山広域行政消防本部 職氏名 電話番号 0139-52-3026
口頭による 要請日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	

2 要請内容

供給量	供給日	供給先	備考
リットル	月 日		

災害時協力業務実施報告書

令和 年 月 日

檜山広域行政組合

消防長

様

南北海道生コンクリート協同組合

理事長

災害時における消防用水等の供給に関する協定第8条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

供給日	供給延 数量	供給先	供給 回数	従事車両 台数	備考
月 日	リットル		延 回	× 台	
月 日	リットル		延 回	× 台	
月 日	リットル		延 回	× 台	
月 日	リットル		延 回	× 台	
月 日	リットル		延 回	× 台	
月 日	リットル		延 回	× 台	
月 日	リットル		延 回	× 台	